

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針	
											区分	理由、改善・見直し事項等
総務部	1	総務管理課	伯仙財産区事業交付金	財産区の住民の福祉の向上に資する事業であるため、次に掲げる要件の全てを満たすもの。当該事業の内容について、国・地方公共団体、その他公共団体又は公共団体が実施する事業（当該交付金の交付を除く。）との調整を図っていること。 当該事業の内容について、伯仙財産区管理会の同意を得ていること。	H12	300	0	-	-	-	現状維持	財産区の住民の福祉の向上に資するため、米子市伯仙財産区基金を設けている。 当該基金は、財産区の住民の福祉の向上に資するための経費及び財産区の財政の維持管理に関する経費に充てるために設けられ、その全部又は一部を処分することができる。 財産区の住民の福祉の向上に資するための経費として当該交付金の交付に充てることにより、米子市伯仙財産区基金を処分する唯一の方法である当該交付金の交付に充てることはできない。 また、他の補助金等と同一の基準により見直しを図ることも極めて困難である。
	2	総務部防災安全課	米子市防犯協議会補助金	地区防犯パトロール、防犯啓発用品の購入、防犯灯新設・LEDへの交換検討等	S36	435	435	-	-	-	現状維持	各校区において各種防犯活動（防犯パトロール等）を行うために必要な経費の負担軽減に必要となるためである。
	3	職員課	米子市職員自主研修奨励金	米子市職員自主研修助成金規則に定める自主研修の区分に応じた経費助成 自主研修グループに対する研修活動に要した講師謝礼、会場費、資料費、消耗品費等の経費	H17	400	400	-	R8	-	改善・見直し	米子市人材育成基本方針において、職員の能力開発の基盤となる自己啓発を積極的に支援していくものとしており、引き続き組織全体の学習環境づくりの充実のために継続実施が必要と考える。自主研修の区分や助成対象経費など、リスケリング（宇ひお）に向けた内容の見直しを検討していきたい。
	4	まちづくり企画課	米子市コミュニティ活動先行実施事業交付金	地域住民並びに自治会及び各種団体が互いに連携し、及び協力しながら取り組む地域の課題解決につながるまちづくり活動の支援	R4	422	422	R8	-	-	現状維持	春日地区の地域課題の解決に向けた活動を支援することで、住みよい地域づくり、地域の活性化にまちづくりの推進を図るとともに、支援の結果を検証し、地域の課題解決等、地域住民自身によるまちづくりの支援のあり方を検討し、今後の地域の状況に応じたまちづくりを推進する。
	5	まちづくり企画課	米子市まちづくり活動支援交付金	(1) 地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する事業 (2) 地域の特色を生かしたまちづくりに寄与する事業 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、まちづくりの進展に資する事業 (4) 住民相互による共同活動を継続的に行う事業 (5) 若者が主体的に行う地域活動及び地域活性化に資する事業 ※政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業、過去に交付を受けた補助事業者が行う同一の事業（4）及び(5)の事業を除く。）、若しくは地方公共団体又は公益法人から補助金が助成又は委託を受けて行う事業は対象外。	H18	1,300	1,300	-	-	-	改善・見直し	地域課題は地域ごとに異なり、多様化・複雑化しており、様々な地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには住民主体の様々な活動が展開していく必要がある。当該補助金は、課題解決や地域の活性化に主体的に関わる住民団体に対して財政的な支援を行うことにより、新たなまちづくり活動の創出、既存のまちづくり活動の拡大・充実を図ることができ、市民が主体、共生のまちづくりを推進することができる。 様々な地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには住民自らの活動、まちづくりへの参加を促す必要があり、当該交付金はこのような活動を行う際の創出や、拡大・充実の一助になっており、今後のまちづくりのために必要不可欠な手法であるため終期を設定している。 今後、住民団体のまちづくり活動をより一層支援できるよう、住民のニーズや、地域課題等を把握、分析することにより制度の再点検を行い、必要な改善を図ることとしている。
総合政策部	6	まちづくり企画課	米子市みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金	県交付要綱に定めるところにより実施する中山間地域における比較的大規模な遊休施設、既存利用施設等を活用した小中規模な地域活性化の取組及び総合的な地域活性化の取組のために必要なハード・ソフト事業。ただし、既存部分の改修等整備にあっては、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な施設の建設、拡充又は追加を図るものに限る。	R4	0	0	-	-	-	休止	中山間地域は、少子高齢化、人口減少が顕著となっており、地域を持続可能なものとしていくためには、地域の遊休施設を活用し、住民の活動交流拠点や地域経済振興のための施設など、総合的な地域活性化の取組を進める必要がある。当該補助金は、中山間地域において、地域の将来のために住民により主体的に行われる遊休施設等を活用した地域づくりの取組を支援することにより、地域活性化の取組を進め、住民の生活の質を向上させることのできる地域協力の実現に資するものである。 当該補助金の枠組みは、今後の持続可能なまちづくりを進めていく上で必要な手法であり、終期、見直しの期限は設定していない。今後地域の状況に応じて、持続可能なまちづくりの手法として活用できるケースがあった場合、県と協同して支援を行っていくこととしている。
	7	まちづくり企画課	米子市ビジネス人材移住支援金	補助事業者が本支援金の条件に該当する就職、テレワーク及び起業に係る経費の助成	R2	8,500	2,125	R6	-	-	現状維持	申請件数も伸びており、一定の効果が見られるため、国及び県の補助が続く限りは引き続き行う。
	8	まちづくり企画課	米子市本社機能移転等による移住者支援補助金	移住補助事業者が鳥取県外から本市への移住に係る経費の助成	R3	3,000	1,500	-	-	-	現状維持	移住者を増やすためには移住者の就業先が必要であり、企業誘致の観点から、県の補助が続く限りは引き続き行う。
	9	都市創造課	旧淀江町簡易水道事業補助金	旧淀江町簡易水道事業に係る企業償還金利子の支払	S58	507	507	R11	-	-	現状維持	旧淀江町簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業償還金利子を補助することにより、水道事業会計の負担を減らし、安直で安良した水供給を行うための義務的経費であり、見直しはできない。
	10	都市創造課	米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金	1) コミュニティビジネス事業 地域の活性化に資する生活支援サービス、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設、ゲストハウスの運営等、中心市街地が抱える課題を住民の主体的な取組により解決し、その活動の利益を当該中心市街地に還元する事業 2) 活性化事業 ① 関係機関若しくは地域間の交流などを通じて中心市街地のコミュニティを再生し、若しくは発展させる取組又は中心市街地に居住する者を増やすために中心市街地に生産を興す取組	H27	4,500	1,500	-	-	-	現状維持	人口減少等の問題に対応するため、「コンパクト・プラスネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として、「米子市立地適正化計画」を策定しました。コンパクトなまちづくりを進めるに当たっては、まちなかの人口の維持や既存ストック（空き家や空き店舗等の遊休施設）の活用等が課題となります。この課題の解決には長い年数を要することから当該補助事業の終期・見直し期限を設定することは困難です。 また、当該補助事業は、県の協議補助です。（県の制度が終了したときには見直しを検討。）
	11	都市創造課	米子市まちなか遊休施設活用事業補助金	中心市街地において、地域の遊休施設を改修し、住民の交流施設、地域・レストラン等を整備することにより、ハード面及びソフト面の両面から総合的に地域コミュニティを活性化させるための取組	R5	16,687	6,687	-	-	-	現状維持	人口減少等の問題に対応するため、「コンパクト・プラスネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として、「米子市立地適正化計画」を策定しました。コンパクトなまちづくりを進めるに当たっては、まちなかの人口の維持や既存ストック（空き家や空き店舗等の遊休施設）の活用等が課題となります。この課題の解決には長い年数を要することから当該補助事業の終期・見直し期限を設定することは困難です。 また、当該補助事業は、県の協議補助です。（県の制度が終了したときには見直しを検討。）
	12	交通政策課	米子市タクシー事業者燃料価格高騰対策緊急支援金	タクシー事業者に1台あたり5万円を燃料価格高騰分（国の支援を除く）として補助する	R4	10,000	0	-	-	-	廃止	新型コロナウイルスが感染拡大となり、各種対策が一層したこと、今後燃料価格が落ち着いてくる見合い、本事業は廃止とする。一方で燃料価格の高騰が続く場合は、何らかの対策を考案する必要がある。
	13	交通政策課	米子市広域バス路線維持費補助金	広域かつ幹線的なバス路線について、県、市町村が協議して路線維持費補助金として支払	H16	66,281	55,602	-	-	-	現状維持	終期は特に定めていないが、広域バス路線を維持するために、鳥取県との協議補助により当面継続するもの。
	14	交通政策課	バス運行対策米子市補助金（路線維持費（かさ上げ分）補助金及び路線維持費（補填分）補助金）	国庫補助路線（広域かつ幹線的なバス路線）について、国、県、市町村が協議して路線維持費補助金として支払（かさ上げ補助金・補填補助金）	H13	50,180	50,180	-	-	-	現状維持	終期は特に定めていないが、国庫補助路線を維持するために、国、鳥取県との協議補助により当面継続するもの。
	15	交通政策課	高校生通学費助成補助金	県内の高等学校等に鉄道・路線バスを利用して通学する者に対して、月間実負担額が7千円を超えた額を助成する	R2	1,600	813	-	R6	-	現状維持	県の協議補助のため、鳥取県の終期に合わせる。
	16	交通政策課	米子市高齢者バス運行助成事業補助金	高齢者用（定期券「グランド」）（鳥取県内の路線バスが6か月間乗り放題）の取組の半額を助成し、13,100円が補助対象事業者が販売する。経費額は、補助対象事業者に、精算交付する。	R2	6,118	6,118	R6	-	-	改善・見直し	半額助成による高齢者の外出機会増加による「高齢者本人の健康面への寄与」と、「まちの活性化」、「公共交通の利用促進による生活圏拡大」への補助効果の減少などの政策効果を考慮し、補助金額を減らす。
17	交通政策課	米子市高齢者運転免許自主返納率向上利用推進事業補助金	運転免許を自主返納した者（自主返納後1年間に同一の運転免許を返納しなかった者）（グランド）（鳥取県内の路線バスが6か月間乗り放題）の販売額を軽減し、1,000円が補助対象事業者が販売する。経費額は、補助対象事業者に、精算交付する。	H30	3,554	3,554	R6	-	-	改善・見直し	運転免許自主返納者への特典としての大幅割引販売の是非について、検討していきたい。	
18	交通政策課	生活路線運行維持対策補助金	市内完結路線の運行事業の赤字穴埋めに米子市が単独補助金として支払	H15	79,292	79,292	-	-	-	現状維持	終期は特に定めていないが、市内完結路線を維持するために当面継続するもの。	
19	交通政策課	米子市快適なバス待合環境整備応援補助金	バス待合所の環境の整備を行う事業であって、当該補助事業者より整備される設備が次に掲げる要件の全てを満たす事業 構造、規模、面積、立地等について、市長が適当と認めるものであること。 道路法、建築基準法等の関係法令に適合するものであること。	R2	500	500	R7	-	-	現状維持	事業開始から5年で検証を行い、継続等の判断を行う	
20	地域振興課	自主防災組織結成補助金	結成した自主防災組織に対し30,000円 + 200円×世帯数の補助金を交付する。	H17	200	200	-	R6	-	現状維持	結成数は年々増加しているため、直ちに補助金を廃止することは、自主防災組織の結成に支障をきたす恐れがある。	

令和5年度補助金一覧

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針		
											区分	理由、改善・見直し事項等	
総合政策部	21	地域振興課	自主防災組織費補助金	(1)自主防災組織が独自に防災訓練、講習会等を行うために必要な経費の補助 (2)自主防災組織が災害時に備えて必要な防災資機材を整備するために必要な経費の補助	H17	3,250	3,250	-	-	既存の自主防災組織の防災活動を継続的に支援し、地域防災活動の向上に資するものであるため、当該補助金は利用率が高く、地域防災活動の促進が期待される。	現状維持	補助金の利用率が高く、地域防災活動の促進につながるため。	
	22	男女共同参画推進課	米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練(以下単に「教育訓練」という。)を修了したと取得することができる資格又は免許その他これらに類するものとして市長が認める資格又は免許(以下「専門資格」という。)の取得(補助金(本補助金を除く)、助成金等(教育訓練給付金(同法第10条第5項の教育訓練給付金をいう。以下同じ。)を除く。))の交付を受けていたものを除く。	H28	750	750	-	-	全国や鳥取県の調査による女性の雇用形態をみると、正規雇用労働者比率が20代後半までピークを迎えた後に低下する。いわゆる「ワープ」の解消が全国的な課題となっている。現状として、妊娠、出産等を理由に離職した女性は、様々な理由から再就職時に非正規雇用の雇用が多くなっている。当事業は、本市としても課題対策のひとつとしていることである。 また、女性活躍を後押しする狙いがあり、男女共同参画推進計画やまちづくりビジョンにおいて、女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できる環境を推進する取組として掲げ、女性のチャレンジを応援していく必要があるため。	現状維持	第4次米子市男女共同参画推進計画にも明確に記載していることから、令和9年度までは継続	
	23	人権政策課	米子市人権・同和教育推進協議会補助金	〇人権・同和教育の調査研究及び実践交流の研修会、研究会及び講演会の開催 〇地域連携組織の育成 〇市長への啓発	S50	3,009	3,009	-	-	人権問題市民意識調査の結果から見ても、啓発・教育の必要性は明らかであり、費用対効果の面からも現在の方法で実施することには妥当性がある。補助金を削減することは適当ではない。また、廃止すれば就学前・学校・社会(地域)・職場における人権・同教育の連携と推進に支障をきたし、人権施策の後退が予想される。	現状維持	人権問題市民意識調査の結果から見ても、啓発・教育の必要性は明らかであり、費用対効果の面からも現在の方法で実施することには妥当性があり、補助金を削減することは適当ではない。また、廃止すれば就学前・学校・社会(地域)・職場における人権・同教育の連携と推進に支障をきたし、人権施策の後退が予想される。	
総合政策部	24	淀江振興課	淀江町青少年ゆめ基金活用事業補助金	(1)海外留学希望者に対する助成(希望者に対する選考を含む) (2)海外留学等、国際化を促進することを目的とした事業の開催 (3)その他交付目的を達成するために必要な事業	H17	5,000	0	-	-	指定寄付金を原資とした事業であるため、基金が枯渇するまで事業を実施するため。	現状維持	指定寄付金を原資とした事業であるため、基金が枯渇するまで実施	
	25	淀江振興課	淀江盆踊り花火大会補助金	毎年8月15日に淀江海岸駐車場及び淀江海岸で実施される淀江町盆踊り花火大会の花火打ち上げに係る経費等の一部	H17	350	350	-	-	淀江地区の文化活動の発表及び伝承の場となっている「淀江盆踊り花火大会」への補助を通じて地域活性化の土壌を今後必要とするため、大会が存続するまで補助事業を実施する。	現状維持	地域活性化の土壌を今後必要とするため、花火大会が存続するまで実施。	
	26	淀江振興課	名水の里天の真名井水車・米焼き復活プロジェクト支援補助金	1 名水の里天の真名井水車・米焼き復活プロジェクトとして、天の真名井水車小廻りについて行われる次に掲げる事業 ① 改修 ② 米焼き機種の回復 ③ 維持管理 4 運営のための指導研修 5 米水及び水車の貯蔵施設、周辺の案内板等の整備	R5	3,000	3,000	-	-	-	-	廃止	補助事業は令和5年度で終了。
市民生活部	27	環境政策課	中海自然環境保全推進事業補助金	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金交付要綱に拠る。 中海において行う、生物多様性からの地域づくりの推進、環境問題の普及啓発活動、利活用を促進する活動。	H30	900	300	-	-	-	当該補助金の対象事業である「中海体験クルージング、中海環境フェア」は、市民をはじめ多くの方が、中海の豊かな自然を体験し、また展示・体験コース等に参加することで、生物多様性からの地域づくりの推進、環境問題の普及啓発活動、中海の利活用の促進に大きく寄与している。また、当該イベントは鳥取県・米子市共催で実施しており、「鳥取県みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」を間接補助として活用している。	現状維持	
	28	環境政策課	中海生態系調査研究事業補助金	鳥取県美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金交付要綱に拠る。 環境教育推進事業に資する地域の環境保全に関する知識の普及に係る事業。	R1	2,500	1,250	-	-	-	-	廃止	令和5年度の鳥取県補助金に終了に伴い、次期補助金のあり方について、県、財団と協議を行い、見直しを行う。
	29	環境政策課	なかうみ環境学習事業補助金	米子市小学校に対し、米子水鳥公園において実施する環境学習に係る交通費(バス賃上料)を支援する。ただし、貸切バス以外の経費(有料道路通行料、駐車料、ガイド料等)は対象外。	R3	2,083	2,083	-	-	-	環境教育の充実及び中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用の促進は、本市まちづくりビジョンにおける取組項目のひとつであることから、公益上の必要性が高く継続を必要とする事業である。 環境学習事業に対する助成を行うことにより、中海の環境学習の場としての米子水鳥公園の利用促進と、子どもたちの自然環境保全に対する意識の向上及び郷土愛の醸成を図るうえで、非常に効果的である。	現状維持	
	30	環境政策課	米子市脱炭素先行地域づくり事業推進補助金	事業計画に基づき、市内において実施される事業であって、二酸化炭素排出抑制対策事業交付金(環境対策費移行・再エネ推進交付金)の交付の対象となるもの	R4	39,422	0	R8	-	-	-	現状維持	米子市ほか3で共同提案をし、環境省に脱炭素先行地域に選定された。これにより、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金令和4年度から令和8年度まで交付される。
	31	環境政策課	米子市スガカ発生抑制対策費用補助金	補助事業者は土地所有者又は管理者及び自治会が対象。 毎年度4月1日から5月31日までの間に補助金1万円につき、当該補助事業に資する費用に相当する額を助成する。ただし、1万円を上限とする。	R1	2,831	2,831	-	R8	-	-	現状維持	令和8年度までは、現在のスキームで実施し、令和9年度以降の事業内容については、今後検討する予定。 また、ドローンを活用した石灰散布の有効性について、周知啓発を図っていく。
	32	環境政策課	米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用補助金	不妊去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫1頭につき、当該補助事業に資する費用に相当する額を助成する。ただし、1万円を上限とする。	H28	2,500	1,250	-	-	-	飼い主のいない猫によるふん尿被害への対策及び動物愛護の観点から、飼い主のいない猫の不妊去勢手術により飼い主のいない猫の増加抑制を推進し、地域の生活環境の保全及び処分される猫を減らすことが重要である。そこで本事業により不妊去勢手術費用の経済的負担を軽減することで、ドローン活用をはじめとしたより多くの方が取り組みやすい支援をした。 その効果として、近年実施頭数及び実施人数も増えているほか、動物の適正飼養への意識向上にもつながっている。 飼い主のいない猫の寿命は3〜5年と言われることから、長期的かつ継続的に事業を行う必要がある。	現状維持	事業実績数だけで評価することができず、長期的に取り組みを進める必要があるため、引き続き周知啓発に努めるとともに、飼い主のいない猫の増加抑制を図る。
	33	環境政策課	加茂川を美しくする運動連絡協議会交付金	加茂川を美しくする運動連絡協議会の行う加茂川清掃美化活動(加茂川周辺一斉清掃・花壇維持管理等)及び加茂川美化活動啓発に対する補助。	H26	100	100	-	-	-	加茂川を美しくする運動連絡協議会は、地域住民が中心となり、毎年2回の加茂川一斉清掃をはじめ、加茂川沿いの花壇の整備など自主的な美化活動に長年取り組んでいる。 また、加茂川周辺地域は米子市環境美化推進区域にも指定されており、市と市民・環境保全団体などと協働して環境美化を図り、きれいな住みやすいまちづくりを推進している。 本協議会の自主的な活動を無くして加茂川周辺地域の環境美化を推進することは難しく、本市にとって本協議会と連携し、活動の支援を行うことが、環境保全及び環境美化意識の向上を図ると、最も効果的かつ効果的なため、引き続き連携を図るが事業継続の必要がある。	現状維持	加茂川を美しくする運動連絡協議会の自主的な活動協力を無くしては、加茂川周辺の環境保全を推進することはできないため、引き続き連携を図りながら、加茂川周辺の美化活動を行っている。
	34	クリーン推進課	米子市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金	補助事業者自身による家庭用生ごみ処理機等の購入に要した費用の3分の1に相当する額(100円未満の整数がある場合は、これを切り捨てた額)の助成金を交付する。ただし、生ごみ処理機の購入については20千円、生ごみ処理機等の購入費については3千円を限度とする。	H19	1,087	0	R7	R6	-	-	現状維持	可燃ごみの約30%を占める厨芥類の減量化に関する事業であるため、継続実施が必要。
	35	クリーン推進課	米子市環境をよくする会交付金	地域住民及び関係団体が環境美化運動の推進等に必要経費を助成する。 〇地区活動費・モデル町区作成費・各種団体育成費 〇環境美化運動の推進、環境美化啓発 〇看板の製作・設置 〇環境学習研修会(11月役員、2月代表者)〇その他事務費等	H16	2,486	2,486	R7	-	-	-	改善・見直し	米子市環境をよくする会の活動は、住民組織・団体と行政が連携・協働で取組む積極的な活動であり、本会の協力無しでは、経済的にも人的にも本市の環境保全の維持・推進は困難であるため、予算の範囲内で補助を行うこととする。また、今後本市の環境美化活動において、行政だけでなくは関係する関係等がある場合には、本会の更なる協力を得るなど留意見直しを行いながら継続する。
	36	クリーン推進課	米子市一斉清掃事業費補助金	春・秋の年2回、市内全域で実施。 実施時期：4月、10月 実施場所：市内の道路・公共施設周辺、河川及び公共排水系・海岸・公園緑地等 実施内容：ごみの収集、除草、道路側溝等の土砂の収集	H4	701	701	R7	-	-	-	現状維持	市内一斉清掃は地域住民の積極的な参加がなければ成り立たない事業であり、各地区環境をよくする会を中心として、米子市環境をよくする会の活動に補助することによって、最も効果的かつ効果的に事業実施及び事業目的を達成することができると見られる。
37	クリーン推進課	不法投棄対策補助金	市内29地区の環境をよくする会での不法投棄禁止看板の設置、監視カメラ・町内清掃等に係る経費補助する。	H19	290	290	R7	-	-	-	現状維持	不法投棄対策は広範囲に及び監視カメラ等をを行うとともに、それらの現場に応じた対策を必要とするため、本会の協力無くしては、経済的にも人的にも到底困難であるため、予算の範囲内で補助を行うこととする。	
福祉保健部	38	福祉政策課	ふれあいの里駐車場運営費補助金	補助事業の実施に要する経費(仕入除税額(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入税戻しに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を乗じて得た金額との合計額をいう。を除く。)	H29	3,760	3,760	-	-	-	ふれあいの里利用者の利便性を確保するために駐車場の維持管理が必須であり、今後も継続して実施する必要があるため。	現状維持	駐車場の管理は継続して行う必要がある事業のため、今後も同様に運営費補助を行う。
	39	障がい者支援課	障がい者地域生活体験事業補助金	事業者は在宅等の障がい児・者に生活体験者ホームを提供して、その生活技術と自立意欲を高める支援を行う。米子市は事業者に対し、補助対象経費の半支出額から寄附金その他の収入を除いて得た額と補助費第3欄(生活体験ホームの利用者一人当たり1日額単価(1人当たり4,270円)×年間利用延べ日数)に相当する補助基準額(のいずれか低い額を補助する。	H16	1,499	750	-	-	-	在宅の障がい児・者が親元から自立するためにはグループホーム等の訓練が必要だが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスだけでは十分な訓練を受けることができず、自立の妨げになっている。在宅の障がい児・者の社会的自立や地域移行を促進することの課題となっており、事業継続が必要である。	現状維持	在宅の障がい児・者が親元から自立するためにはグループホーム等での訓練が必要だが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスだけでは十分な訓練を受けることができず、自立の妨げになっている。在宅の障がい児・者の社会的自立や地域移行を促進することが課題となっており、事業の継続が必要である。
	40	障がい者支援課	障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業費補助金	障がい者グループホームを運営する事業者が夜間世話人又は生活支援員を配置する場において、夜間世話人又は生活支援員の人員費を補助する。	H16	8,597	4,299	-	-	-	障がい者の地域移行を進めるうえでグループホームの果たす役割は大きく、グループホームの設置を促進する上からも、本事業の継続が必要である。	現状維持	障がい者の地域移行を進めるうえでグループホームの果たす役割は大きく、グループホームの設置を促進する上からも、本事業の継続が必要である。

令和5年度補助金一覧

部局名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	引続・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方角性		
											区分	理由、改善・見直し事項等	
福祉保健部	41	障がい者支援課	全日本Challengedアスロン皆生大会補助金	様々な障がいを持つアスリートがボランティアの先行者・スタッフと主に皆生にてアスロンを行う。	H22	100	100	-	-	障がい者による水泳・ランニングの複合競技大会として日本で初めて開催された大会であり、第2回大会からは全国大会となり、県外からも参加者がある。県と協力して助成をしておき、スポーツを通じて障がい者と地域の方々の交流を深めるとともに、お互いの理解を深めるために継続して実施する。	現状維持	障がい者による水泳・ランニングの複合競技大会として日本で初めて開催された大会であり、第2回大会からは全国大会となり、県外からも参加者がある。県と協力して助成をしておき、スポーツを通じて障がい者と地域の方々の交流を深めるとともに、お互いの理解を深めるために継続して実施する。	
	42	障がい者支援課	米子市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金	相談支援事業所等の新規開設、相談支援専門員の法配置(既設の福祉支援事業所等に、相談支援専門員を追加的(配置)があった事業所に対して人件費を補助)。	R4	3,000	1,500	-	-	計画相談支援の体制が整うまでの間、新たに計画相談支援事業所を立ち上げた法人及び既存の事業所の相談支援専門員を増員し法人への人件費の助成を継続する。	現状維持	計画相談支援の体制が整うまでの間、新たに計画相談支援事業所を立ち上げた法人及び既存の事業所の相談支援専門員を増員した法人への人件費の助成を継続する。	
	43	障がい者支援課	米子市障がい者運転免許取得費助成金	障がい者手帳の所持者で、自動車運転免許証を取得することにより、社会参加が促進される者に対してその経費の一部を助成する。	H12	200	200	-	-	障がい者が運転免許を取得することによって、自立及び社会参加を促進することができる。また、当該助成に対するニーズも高いため、継続して助成を実施する必要がある。	現状維持	障がい者が運転免許を取得することによって、自立及び社会参加を促進することができる。また、当該助成に対するニーズも高いため、継続して助成を実施する必要がある。	
	44	障がい者支援課	米子市身体障がい者自動車改造費助成金	自動車を使用する身体障がい者が運転するために必要な強化装置を改造するために要する経費の一部を助成する。	H12	200	200	-	-	身体障がい者が使用する自動車を改造することによって、自立及び社会参加を促進することができる。また、当該助成に対するニーズも高いため、継続して助成を実施する必要がある。	現状維持	身体障がい者が使用する自動車を改造することによって、自立及び社会参加を促進することができる。また、当該助成に対するニーズも高いため、継続して助成を実施する必要がある。	
	45	障がい者支援課	聴覚障がい者地域交流拠点確保事業補助金	市内に設置する「地域交流拠点施設」において行う、子育て、うらやま及び地域の福祉の交流の場を確保する事業。サロン・カフェ等の開催に地域住民との交流を通して障がいに対する理解を促進するとともに、及び高齢の子育て支援や障害児が居場所が、子育て支援や高齢者への地域課題を解決するための事業。	R2	500	125	-	-	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業である自発的活動支援事業は、障害者総合支援法に基づく必須事業であり終期を設けない。	現状維持	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業である自発的活動支援事業は、障害者総合支援法に基づく必須事業であり終期を設けない。	
	46	障がい者支援課	米子市強度行動障がい者入居等支援事業補助金	重度の強度行動障がい者を受け入れる入居施設(施設入居支援又は共同生活援助)、短期入所による支援、生活介護による支援を提供する事業所の選定に要する経費を負担。	H26	6,648	3,324	-	-	重度の強度行動障がい者の居住支援ニーズが途絶えることではないため、継続が必要である。	現状維持	重度の強度行動障がい者の居住支援ニーズが途絶えることではないため、継続が必要である。	
	47	障がい者支援課	県民総合福祉大会開催費補助金	参加者である県民の障がい者、高齢者、社会福祉関係者が地域福祉について考え、県民の福祉に対する理解を深める。県民総合福祉大会は、毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており、米子市も隔年ごとに開催し、大会開催に要した経費を100千円を限度として補助する。	不明	0	0	-	-	県民への啓発を行うことにより、地域福祉に対する理解や、障がい者に対する正しい理解が深まり、福祉のまちづくりの取り組みの促進、向上に寄与するため継続が必要。	現状維持	県民への啓発を行うことにより、地域福祉に対する理解や、障がい者に対する正しい理解が深まり、福祉のまちづくりの取り組みの促進、向上に寄与するため継続が必要。	
	48	障がい者支援課	障がい児者在宅生活支援事業補助金	・施設入所障がい児者在宅生活支援事業 ・施設入所障がい児者が一時帰宅した際に必要な居宅サービスの導入 ・家庭外移動訓練支援事業 ・夜間外出を必要とする障がい児者が家庭外活動を行う際の看護師派遣 ・エアーバスシステム助成事業 ・重度身体障がい児者が使用するエアーマットレスの賃借 ・看護師等助成助成事業 ・障がい児者への相談員の配置、看護師の派遣 ・寄居施設入居助成事業 ・当該事業を通じて障がい児者の利便の受け入れのために必要な設備の購入 ・地域福祉活動 ・医療的ケアが必要な重度障がい児者を利用するグループホームを活用した自立行動支援事業 ・入居時の相談支援事業 ・常時の付き添いが求められる重度身体障がい児者等が住居する場合の家族が付添 ・家庭内非接触型運動助成事業 ・重度身体障がい児者等による排泄補助装置の借入れ ・身体障害者手帳交付対象外の介護職員の雇用拡大等助成事業 ・経費が活用するための補助金の購入並びに移理及び借入れ	H15	3,162	1,617	-	-	在宅生活を送る障がい児者のニーズは、より多くの状況で発生している。障害者総合支援法等による支給対象とならないサービスについて、今後も障がい児者が地域で暮らしていくために、法の趣旨を踏まえた事業を整え、安心して在宅生活を過ごせるよう支援体制の充実を図る必要がある。	現状維持	在宅生活を送る障がい児者のニーズは、より多くの状況で発生している。障害者総合支援法等による支給対象とならないサービスについて、今後も障がい児者が地域で暮らしていくために、法の趣旨を踏まえた事業を整え、安心して在宅生活を過ごせるよう支援体制の充実を図る必要がある。	
	49	障がい者支援課	米子市民間障がい者福祉施設整備費補助金	市内における障がい者福祉施設の開設又は増設に要する経費の一部の補助を受ける行目について、国、地方公共団体等から当該補助金を受けようとする法人等に対し、当該補助金の交付額のうちその15分の1に相当する額を限度として助成する。	H22	374	374	-	-	必要な供給量が確保できていない障害福祉サービスについては、引き続き本補助金の継続により施設整備を促進することが必要である。	現状維持	必要な供給量が確保できていない障害福祉サービスについては、引き続き本補助金の継続により施設整備を促進することが必要である。	
	50	障がい者支援課	鳥取県肢体不自由児者支援事業補助金	参加者の肢体不自由児者を持つ保護者、児童福祉関係者、社会福祉関係者、教員関係者、ボランティアが互いに協力を促すこと、肢体不自由児者への福祉の推進を促進する。毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており、米子市で開催される場合は限り補助する。	H13	0	0	-	-	肢体不自由児者への福祉には不十分な面が多く、福祉の向上について、協議を続けていく必要があるため、大会を通じて、関係機関及び関係団体が互いに連携し、肢体不自由児者への福祉の推進を促進するため、継続が必要である。毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており、米子市で開催される場合は限り補助する。	現状維持	肢体不自由児者への福祉には不十分な面が多く、福祉の向上について、協議を続けていく必要があるため、大会を通じて、関係機関及び関係団体が互いに連携し、肢体不自由児者への福祉の推進を促進するため、継続が必要である。毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており、米子市で開催される場合は限り補助する。	
	51	障がい者支援課	鳥取さわやか車いす大会開催費補助金	全県から集まった選手は、障がい者の有無、男女年齢に問わず、マラソンに挑戦し、互いに理解と親睦を深める。	H1	70	70	0	-	-	スポーツを通じて、障がい者が健康を増進し、勇気をふるい、まじを喜び、他の選手や地域の元々と感じや友情を分かち合う機会を確保するため、事業を継続する必要がある。	現状維持	スポーツを通じて、障がい者が健康を増進し、勇気をふるい、まじを喜び、他の選手や地域の元々と感じや友情を分かち合う機会を確保するため、事業を継続する必要がある。
	52	障がい者支援課	鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催費補助金	県内の障がい者集まり、スポーツを通じて健康増進と社会参加を図る。	H3	65	65	-	-	-	県及び県内市町村の助成のもと、障がい児者が、スポーツを通じてお互いの理解と親睦を深め、社会参加への意欲を喚起する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。	現状維持	県及び県内市町村の助成のもと、障がい児者が、スポーツを通じてお互いの理解と親睦を深め、社会参加への意欲を喚起する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。
	53	障がい者支援課	米子市障がい者住宅改修費助成金	障がい者の在宅生活に関する住宅改修に係る経費の一部を助成する。	H12	666	666	-	-	-	事業の縮小、廃止した場合、申請者の負担が増え、障がい者の在宅生活・自立促進への寄与が困難になるため、今後も継続していく必要がある。	現状維持	事業の縮小、廃止した場合、申請者の負担が増え、障がい者の在宅生活・自立促進への寄与が困難になるため、今後も継続していく必要がある。
	54	障がい者支援課	重度障がい児者支援事業補助金	(1)生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重度障がい児者に対して行う日中支援の提供 (2)生活介護事業所において、医療的ケアを必要とする重度障がい児者に対して行う日中支援の提供	H26	21,205	10,633	-	-	事業所が重度障がい児者を受け入れる場合、事業所設置基準の人員では不足する事業所の負担が増える。しかし補助を行うことで人員確保が堅い、利用者の受け入れが可能となる。また、利用者の事業所利用日数が増えることで、利用者の支費の充実及び利用者の家族の負担軽減に寄与しており、重度の障がい児者があっても地域で生活していく基盤を整えることができるため、現状のままで継続する。	現状維持	事業所が重度障がい児者を受け入れる場合、事業所設置基準の人員では不足する事業所の負担が増える。しかし補助を行うことで人員確保が堅い、利用者の受け入れが可能となる。また、利用者の事業所利用日数が増えることで、利用者の支費の充実及び利用者の家族の負担軽減に寄与しており、重度の障がい児者があっても地域で生活していく基盤を整えることができるため、現状のままで継続する。	
	55	障がい者支援課	心身障害者扶養共済掛金補助金	補助対象者が支払う心身障害者扶養共済掛金の一部助成(令和4年度補助対象者:15人)	S46	299	299	-	-	-	障がい者が安心して生活を送るための一助である心身障害者扶養制度の掛金を一部助成することは、障がい者の高齢化が進む中で、保護者の経済的負担を軽減し、障がい者の将来的な生活の安定と福祉の増進に資するため、事業継続が必要である。	現状維持	障がい者が安心して生活を送るための一助である心身障害者扶養制度の掛金を一部助成することは、障がい者の高齢化が進む中で、保護者の経済的負担を軽減し、障がい者の将来的な生活の安定と福祉の増進に資するため、事業継続が必要である。
	56	障がい者支援課	鳥取県身体障がい者福祉大会開催費補助事業補助金	県内の東・中・西部圏域において持ち回り開催である。鳥取県内の身体障がい者や福祉に関わる人々が一室に集い、身体障がい者の自立と社会参加の促進について改めて認識する。	不明	50	50	-	-	-	鳥取県内の身体障がい者や福祉に関わる人々が一室に集い、身体障がい者の自立と社会参加の促進について改めて認識する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。県内の東・中・西部圏域において持ち回り開催である。	現状維持	鳥取県内の身体障がい者や福祉に関わる人々が一室に集い、身体障がい者の自立と社会参加の促進について改めて認識する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。県内の東・中・西部圏域において持ち回り開催である。
	57	障がい者支援課	鳥取県身体障害者体育大会開催費補助金	スポーツを通じて身体障がい者の体力の維持及び回復を図り、積極的な気持ちを持って、市民の障がい者に対する正しい理解を促進する。毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており令和5年度は西部圏域予定。	不明	350	350	-	-	-	スポーツを通じて身体障がい者の体力の維持及び回復を図り、積極的な気持ちを持って、市民の障がい者に対する正しい理解を促進する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。県内の東・中・西部圏域において持ち回り開催である。	現状維持	県内の東・中・西部圏域において持ち回り開催である。県及び関係団体がある市が補助金を交付しているため、事業を継続する必要がある。
	58	障がい者支援課	地域活動支援センター運営費補助金	地域活動支援センターの運営費に対する補助	H18	28,652	21,203	-	-	-	地域活動支援センター機能強化事業は障害者総合支援法にありの実施が義務づけられている。	改善・見直し	地域活動支援センター機能強化事業は障害者自立支援法による市の実施が義務づけられているが、令和6年度からは継続するが、令和6年度から新たな補助基準を定め、対象事業について見直し予定。
59	障がい者支援課	福祉の店販機能強化事業補助金	事業所等の選定の、障がい者自ら又は障がい者が関わって製造等を行う商品等の取扱販売又は移動販売を行う施設である福祉の店の運営を補助することにより、障がい者の自立及び社会参加並びに障がい者に対する市民の理解を促進する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。	H20	4,000	2,000	-	-	-	障がい者・サービス提供事業者・行政が一体となって地域福祉のあり方や利用者支援のあり方等を考え、理解を深めたいため、事業を継続する必要がある。	現状維持	障がい者・サービス提供事業者・行政が一体となって地域福祉のあり方や利用者支援のあり方等を考え、理解を深めたいため、補助金を現状維持している必要がある。	
60	障がい者支援課	福祉フォーラム開催費補助金	フォーラムを通じて、市民が地域福祉のあり方について理解を深め、イメージチェンジの理念の浸透を図る。毎年米子市で開催している。	H16	80	80	-	-	-	障がい者・サービス提供事業者・行政が一体となって地域福祉のあり方や利用者支援のあり方等を考え、理解を深めたいため、補助金を現状維持している必要がある。	現状維持	障がい者・サービス提供事業者・行政が一体となって地域福祉のあり方や利用者支援のあり方等を考え、理解を深めたいため、補助金を現状維持している必要がある。	
61	長寿社会課	米子市認知症見守りGPS購入費等補助金(仮)	GPS機器の購入又は賃借に係る経費を補助する。	R5	200	0	-	R8	-	-	現状維持	補助金利用者の拡大に資するよう、ホームページ掲載や関係機関と連携等を進め、事業についての周知に努める。	
62	長寿社会課	米子市民生児童委員協議会補助金	1 地域住民からの福祉に関する様々な相談活動 2 福祉施策の啓発、広報活動 3 福祉施策に関する様々な説明会等 4 民生児童委員の育成を向上させるための研修 5 民生児童委員協議会の運営活動等	不明	300	300	-	-	-	民生委員・児童委員活動の充実と同担協会の円滑な運営を支援することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とした補助金であることから、民生委員法に定める民生委員・児童委員を置くことあり、スチアすることができないものである。	現状維持	民生委員・児童委員活動の充実と同担協会の円滑な運営を支援することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とした補助金であることから、民生委員法に定める民生委員・児童委員を置くことあり、スチアすることができないものである。	
63	健康対策課	心身障害者(児)救急医療診療事業費補助金	心身障がい者(児)を対象として、水曜日午後1時から午後5時まで間に鳥取県西部圏域保健センターにおいて、歯科診療を行う事業。	H9	1,552	1,552	-	-	-	一般の歯科医院では受診が困難な者へ歯科診療を行っており、令和4年度の米子市の受診者は249人、鳥取県西部圏域歯科医師の他に当事業を受ける者がいないため。	現状維持	本市、境港市及び西部町村が共同して本事業を実施しており、米子市の受診者は年間200人以上あることから、当年度も継続して実施する。	
64	健康対策課	鳥取県西部圏域急患診療所運営費補助金	米子市急患診療所における診療及び急患診療所の管理	H23	24,660	24,660	-	-	-	夜間休日に自力で受診できる程度のはやみへ医療費提供しており、令和4年度の米子市の受診者は2,000人、より高度な医療を提供する二次・三次救急の圧迫を防ぎ、医療体制維持が必要、鳥取県西部圏域医師の他に当事業を受ける者がいないため。	現状維持	平成22年度までは本市が急患診療所を所有し、自ら行った事業であるが、施設・設備の老朽化等により近年のニーズに合わせた事業のあり方を模索し、令和5年度は、相談を始めていくフォーラムとして毎年米子市で開催しており、県と協力して助成を行っているため、補助金を現状維持している必要がある。	

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針			
											区分	理由・改善・見直し事項等		
福祉保健部	65	健康対策課	公衆浴場確保補助金	(1)市内にある公衆浴場の運営及び利用促進を目的として実施する事業 (2)省エネルギー対策を実施するための施設整備を目的として実施する事業 (3)原価価格高騰対策として、湯の加温に必要な重油の購入に要する経費又は電気の使用に要する経費の一部を助成 (4)公衆浴場の運営に係る電気代の一部を助成(上記(3)にかかるとるものを除く)	S53	7,408	1,674	-	-	-	公衆浴場は地域住民にとって保健衛生上必要な施設であり、入浴料金も物価統制令で定められている。公衆浴場の存続を図るため継続する必要がある。	現状維持	住宅事情の改善等により公衆浴場利用者は減少しており、公衆浴場の経営は非常に厳しい。市内の公衆浴場数は激減し、現在は事業者のみとなっている。公衆浴場は地域住民にとって保健衛生上必要な施設であり、入浴料金も物価統制令で定められている。公衆浴場の存続を図るため当面本事業を継続する。	
	66	健康対策課	米子市不妊治療費助成金	(1)保険診療で実施される特定不妊治療と組み合わせで実施される先進医療 (2)自費診療で実施される特定不妊治療	H24	4,289	4,289	-	R5	-	-	改善・見直し	妊娠出産に関連する様々な課題を共有・検討するため、県が市町村や医療機関等で構成するネットワーク会議を設置しており、その議論をふまえ、どういった支援ができるのかを研究する。	
	67	健康対策課	米子市不育治療費等助成金	・不育症に係る検査及び治療に要した費用(治療に直接関係ないもの及び健康保険適用の治療は除く) ・不育治療等を必要とした理由、医療機関が不育治療を実施した期間及びその内容 ・(X)に不育治療費等の額を証明する書類の交付を受けるために要する費用	R3	400	200	-	R5	-	-	改善・見直し	妊娠出産に関連する様々な課題を共有・検討するため、県が市町村や医療機関等で構成するネットワーク会議を設置しており、その議論をふまえ、どういった支援ができるのかを研究する。	
	68	健康対策課	米子市小児・AYA世代のがん患者等の妊婦および性温成法研究促進事業助成金	(1)妊婦性温成法により凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 (2)妊婦性温成法により凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療 (3)妊婦性温成法により凍結した卵巣組織の再凍結後生殖補助医療 (4)妊婦性温成法により凍結した精子を用いた生殖補助医療	R5	160	160	-	-	-	※R5開始事業(検証不可) 令和3年度に県が妊婦性温成法助成を開始(市助成なし)。本助成は、がん治療後の温成後生殖補助医療へ行うものあり、凍結後凍結後に申請があるものではなく、申請があるかも不明であるため。	現状維持	令和5年度新規事業のため	
	69	健康対策課	米子市予防接種費用助成金	予防接種法第5条第1項の規定により市長が行う予防接種のうち第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであって、委託医療機関以外の医療機関(市長からあらかじめ当該予防接種の対象者に対する当該予防接種の実施の依頼を受けたものに限る。)において行われたもの	R2	2,849	2,849	-	-	-	市民の疾病の予防及び健康の保持に寄与するため必要不可欠であるため。	現状維持	市民の疾病の予防及び健康の保持に寄与するため必要である	
	70	健康対策課	米子市ヒトパピローマウイルス予防接種費用助成金	補助対象者(4)で定める期間におけるHPVワクチン接種対象者 (4)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度までの間に、任意で一回以上接種したHPVワクチン又は接種後4週間以上HPVワクチンの接種(日本国内の医療機関において行われたものに限る。)を受け、その接種に係る実費を負担した者。	R4	230	230	-	-	-	-	-	廃止	令和6年度をもって終了予定(国制度)
	71	健康対策課	米子市風しんワクチン接種費用助成金	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン接種に要する費用	H25	1,200	600	-	-	-	風しんの蔓延を防ぐだけでなく、罹患者から胎児に感染することを防ぐのに必要不可欠であるため。	現状維持	近年の風しん罹患者数は年に数人程度であるが、風しんの蔓延を防ぐだけでなく、罹患者から胎児に感染することを防ぐことが目的であり、当面の間、補助状況は横ばいで推移すると考えられるため。	
	72	健康対策課	米子市造血幹細胞移植後等ワクチン再接種費用助成金	接種対象者に対して行われる、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たす予防接種の再接種に要する費用。 (1)予防接種法第2条第2項に規定する疾病(市長が指定するものに限る。)に係る予防接種であること。 (2)予防接種実施規則の規定によるワクチンを使用すること。 (3)造血幹細胞移植等の実施前に法、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種で得られたワクチンの免疫が当該治療によって低下し、又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める予防接種であること。	R5	263	135	-	-	-	※R5開始事業(検証不可) 市民の疾病の予防及び健康の保持に寄与するため必要不可欠であるため。	現状維持	令和5年度新規事業のため	
	73	健康対策課	米子市新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業補助金	対象期間内において、1週間当たり100以上のワクチン接種を4週間以上実施する。またワクチン接種を実施する各週において、週に1回以上時間外もしくは夜間又は休日にワクチン接種に係る体制を確保する。	R5	6,000	0	-	-	-	-	-	廃止	-
	74	フレイル対策推進課	フレイル予防実践教室補助金	フレイル予防の全ての要素を取り入れた内容であること(運動、栄養、口腔、認知、社会参加)。3ヶ月間×週1回で回あたり1時間以上実施。また、利用前後で身体機能評価(握力、歩立、上肢テスト、食生活多様性スコア、オーラルフレイルチェック)及びフレイル度チェックを行い、事業終了後も施設利用の継続や米子市の様々なフレイル予防サービス等につなげ、積極的な社会参加に促している。	R5	17,892	2,237	R10	R7	-	-	-	現状維持	8月1日より開始となるため、実施しながら検討していく。
	75	フレイル対策推進課	フレイル予防実践教室移動支援補助金	予防実践教室に参加する者であって、当該教室を実施する事業所まで自ら移動することが困難なものの移動を支える者に対し、当該支援の実施に係る費用を補助する。	R5	1,917	240	R10	R7	-	-	-	現状維持	事業開始が令和5年8月1日からのため、現状のまま継続し、必要に応じて見直しを実施する。
	76	フレイル対策推進課	フレイル予防防衛チケット事業補助金	フレイル予防防衛プログラムに参加する対象者であって、フレイル予防防衛チケットを提出した者に対し、フレイル予防に資するプログラムの提供と特典(フレイル予防防衛プログラムに参加する動機付けにつながるサービス等)をいう。以下同じ。)の提供を行う。	R5	8,619	1,078	R10	R7	-	-	-	現状維持	事業開始が令和5年8月1日からのため、現状のまま継続し、必要に応じて見直しを実施する。
	77	フレイル対策推進課	介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービスB	通所型サービスB(体操・運動等の活動、趣味活動等を通じた居場所づくり、定期的な交流・サロン等)を住民主体で行う団体に対し、運営支援等の高齢者を中心とした若い層づくりに係る経費を支援する。利用者負担する利用料については、各団体に設定する。	R5	650	82	-	R7	-	-	-	現状維持	今年度より実施するため
こども政策本部	78	こども政策課	米子市子どもの居場所づくり事業補助金	児童支援に定めることにより市内で実施することとなる居場所づくりの取組の立上げ支援	R2	6,000	2,001	-	-	-	-	現状維持	さまざまな困難な背景を抱える子どもたちの中には、食生活の乱れや孤食の環境にあり、精神的にも不安やさみしさ、自信や意欲が持たない、自己肯定感が低いといった状態にある子どももあり、家庭的にも、経済的な困難や支援者もなく孤立状態にあるなどの課題を抱えていることも多い。こうした子どもたちの健全育成を支えるためには、子どもと家庭を支える地域の見守りや支援を継続的に行うことが必要であるため。	
	79	こども政策課	米子市民間児童福祉施設整備費補助金	市内における児童福祉施設又は地域子育て支援拠点事業を行う事業所の新設、改修及び整備であって、国又は県が要綱を定めて交付する補助金、助成金その他の金銭(以下「国等補助金」という。)の交付の対象となるもの	H21	0	0	R6	-	-	-	現状維持	本補助金による子育て支援センター等の整備が想定されるため、国等補助金に基づいて、必要性を十分に検討しつつ、現状のまま継続する。	
	80	こども政策課	療育園新園舎施設整備補助金	米子福祉会立の療育園及び子育て支援センターの整備	R3	975	975	-	-	-	-	廃止	療育園の新園舎は令和3年度中に完成し、令和4年度から異状療育園として開園した。園舎竣工時、公共下水道が近隣まで延長しなかったことにより、浄化槽を仮設として設置することになった。このため、園舎竣工後も、公共下水道への接続工事が必要な状態であった。令和5年度に本補助金を活用して下水道への接続が完了することで、異状療育園の施設整備に係る全ての事業が完了する。このため、翌年度に本補助金を廃止する。	
	81	こども政策課	米子市保育所等整備事業費補助金	市が策定する整備計画に基づいて実施される、以下の整備事業 ・保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の新設、改修、改定又は整備 ・保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の防犯壁の整備 ・保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備	H27	115,262	27,788	-	R6	-	-	改善・見直し	現状、待機児童は解消しているが、老朽化した保育所等への補助を継続し、保育所の確保により待機児童が再び発生しないよう、保育所増設の維持・確保を行う。また、待機児童が発生した場合は、保育所等の新規開園への補助も行う。なお、国の交付金が重要となったことに伴い、令和5年度中に調査及び要綱の見直しを行う。	
	82	こども政策課	米子市放課後児童健全育成事業補助金	国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、市交付要綱別表に定める事業(放課後児童クラブ設置促進事業、放課後児童クラブ環境改善事業)に対して補助する。	H23	4,589	1,531	-	R7	-	-	改善・見直し	子ども食堂、放課後児童健全育成等の地域で子どもたちが安心して過ごせる場所の設置状況を踏まえて、公立のなかよし学級の整備と併せて、民間の放課後児童クラブの施設整備が過剰とならないよう、制度の見直しを検討する。	
83	こども政策課	米子市放課後児童クラブ施設整備費補助金	米子市子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ(米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第33号)に定める基準を満たすものに限る。)の整備(子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(平成27年7月13日付所本第202号。以下「要綱」という。第4条)に規定する整備をいう。)	H28	0	0	-	-	-	-	改善・見直し	子ども食堂、放課後児童健全育成等の地域で子どもたちが安心して過ごせる場所の設置状況を踏まえて、公立のなかよし学級の整備と併せて、民間の放課後児童クラブの施設整備が過剰とならないよう、制度の見直しを検討する。		

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針	
											区分	理由、改善・見直し事項等
こども総本部	84	こども政策課	青少年育成米子市民会補助金	(1)各地区的青少年育成会及び青少年関係団体(米子市子ども会連合会等)に対する青少年の健全な育成及び非行防止に関する活動を推進するために必要な事業費の補助(2)青少年にとって有害な環境の浄化及びこれに関する広報啓発のための活動、その他の青少年の健全な育成に資する事業	S53	990	990	-	-	地域での体験活動を初めとする青少年健全育成事業や不審者等から子どもを守る見守り、非行防止の活動に係るものであり、家庭や地域、関係団体が一体となった青少年健全育成活動を協力して行い、より一層健全な環境整備を引き続き推進する必要があるため、終期の設定はしない。	現状維持	地域での体験活動を初めとする青少年健全育成事業や不審者等から子どもを守る見守りや非行防止の活動に係るものであり、家庭や地域、関係団体が一体となった青少年健全育成活動を協力して行い、より一層健全な環境整備を引き続き推進する必要があるため。
	85	こども政策課	地区指導委員会活動費補助金	地区指導委員会が通年で実施する活動の経費を対象とする。 [対象事業] あいさつ運動、地域の巡回パトロール、自転車安全運転指導、環境浄化、校内安全点検・環境実地調査、穿き活動、万引き防止や青少年健全育成への協力依頼、非行防止チラシやポスターの作成・配布、その他の諸活動。	S59	165	165	-	-	市が委嘱した米子市青少年指導委員の地域での活動に必要な経費を補助するものであり、地域が主体となった青少年指導活動を行っていくために必要なものであるため、終期の設定はしない。	現状維持	地域での青少年指導活動に必要な経費を補助するものであり、地域が主体となった青少年指導活動を行っていくために必要なものであるため。
	86	こども相談課	妊婦一般健康診査費用助成金	市が発行した妊婦一般健康診査受診券による委託医療機関及び委託助産所での受診に代えて、次に掲げる理由による委託外医療機関及び委託助産所での妊婦一般健康診査の受診 ① 出産、入院等のため米子市に滞在し、委託医療機関及び委託助産所において受診することができないこと ② 委託外医療機関及び委託助産所において受診することについて、市長が特に認める事情があること。	H20	2,443	2,443	-	-	受診者が、出産のために、米子市に住民票を置いたまま長期に単独で行くなどの理由で、米子市の委託以外の医療機関、または県外助産所で妊婦一般健康診査を受けた場合、市が発行した妊婦一般健康診査受診券を使うことができない。受診者の公平性を担保し、妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るために補助が必要である。	現状維持	
	87	こども相談課	産後健康診査費用助成金	市が発行した産後健康診査受診券による委託医療機関又は委託助産所での受診に代えて、委託外医療機関又は委託助産所での産後健康診査(原則として次の(1)から(5)までに掲げる項目を全て実施するものに限る。)の受診 (1)問診(生活習慣、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬等) (2)診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状況等) (3)体重・血圧測定 (4)尿検査(蛋白・糖) (5)エコー(産後うつ病)に関する質問(EPDS)	R1	700	700	-	-	受診者が、出産のために、米子市に住民票を置いたまま長期に単独で行くなどの理由で、米子市の委託以外の医療機関、または県外助産所で妊婦一般健康診査を受けた場合、市が発行した産後健康診査受診券を使うことができない。受診者の公平性を担保し、妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るために補助が必要である。	現状維持	
	88	こども相談課	女性に対する暴力被害者支援事業補助金	民間支援団体が、一時保護から自立に向け、シェルターから退所するまでのV被害者を支援するために、生活用品等の運搬を行う。	H14	100	100	-	-	被害者の一時保護は、鳥取県婦人相談所が行っているが、一時保護を終了する際に、民間支援団体が退所支援を行う場合がある。今後、被害者を一時保護から自立するまでの一貫した支援体制を確立することが不可欠である。民間支援団体に補助金を交付することにより、民間支援団体の活動を支援し、被害者の保護支援体制の充実を図るために補助事業が必要である。	現状維持	
	89	こども相談課	米子市新生児聴覚検査費用助成金	新生児聴覚検査(次に掲げる検査であって、病院・診療所又は助産所において出生した新生児に対し、その出生後、当該新生児が当該病院等を退院し、又は退所するまでの間に、当該病院等において行われるものをいう。以下同じ。)の実施 (1)自動聴性脳幹反応による新生児聴覚スクリーニング(AABR) (2)耳音響放射による新生児聴覚スクリーニング(OAE)	H29	40	40	-	-	家庭の経済的困難を理由に新生児聴覚検査を受けられない新生児の保護者に対し、新生児聴覚検査に係る費用を助成し、早期に乳及び保護者に支援を行う。適切な療育及び教育が行われることにより、音聞き覚の発達等への影響を最小限に抑え、もって児童の健全な発育に資するために補助事業が必要である。	改善・見直し	助成対象者について、生活保護世帯もしくはひとり親かつ非課税世帯だったものを、すべての新生児とする。
	90	こども相談課	安心マタニティサポート助成金	(出産・育児支度金) 出産及び育児の準備に必要な物品の購入に係る経費。ただし、98,000円を限度とする。 (生活支援助成) 妊婦中及び出産後の日常生活に必要な経費。ただし、連続8か月、1ヶ月額70,000円とする。	R2	1,788	0	-	-	産み育てたいという気持ちがありながら、様々な理由により出産・子育てに不安を抱える単身の妊婦に対し、妊娠初期からの支援を充実することにより、安心して出産できる環境を整えるための生活に必要な各種助成を行うために補助事業が必要である。	現状維持	
	91	こども相談課	出産・子育て応援給付金	・妊婦届出時に面談の実施及び5万円の給付 ・妊婦の月々の方へのアンケートの送付及び補償による面談 ・出産届出後、赤ちゃん訪問時等に面談の実施及び5万円の給付	R4	104,296	17,383	-	-	核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であるため。	現状維持	
	92	こども施設課	米子市放課後児童支援員等処遇改善(月額9,000円相当賃金改善)事業費補助金	職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う放課後児童クラブに於いて、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	R3	12,786	4,262	-	-	放課後児童クラブについては、利用児童が少ない場合でも、閉鎖時間として設定している場合は、2人以上の職員を配置して閉鎖している必要があるため、民間放課後児童クラブにおいては人件費の確保が大きな負担となっている。財源がある中でも、子育て支援交付金交付金種及び児童の実施要綱において、補助内容が基準額以下の場合は交付対象とならないため、減額の見直しは単独での補助となり、一般財源の支出が拡大する可能性がある。	現状維持	新型コロナウイルス感染症は、収束傾向にあるものの、放課後児童クラブの需要は低下していない状況であり、サービス提供維持のために必要な人員の確保という観点からも、当該補助事業の継続は必要。
	93	こども施設課	米子市放課後児童健全育成事業補助金	国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、市交付金種別表に定める事業(放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ設置促進事業、放課後児童クラブ環境改善事業、障がい児受入推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、長期休業期間開所事業)に対して補助する。	H23	252,809	84,270	-	R5		現状維持	なしかし学級の実入児童数の拡大や、放課後こども教室等の放課後健全育成事業以外の事業を充実していくことで、児童の多様なニーズに対応していくことが求められている一方で、現在、市内の放課後児童クラブ利用者の半数以上が放課後児童クラブを利用しており、その運営について、補助金を交付するなどの支援を今後も継続していくことが必要。
94	こども支援課	米子市養育費に関する公正証書等作成費用補助金	養育費に関する公正証書等の作成	R5	200	100	-	-	ひとり親世帯の養育費の取決めに係る公正証書の作成費用等を補助することで、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持		
95	こども支援課	子どもの遊び場遊具等整備事業補助金	地域立子どもの遊び場において行う次に掲げる事業 (1)遊具等の新設及び更新 (2)遊具等の撤去(地域コミュニティ活性化プランを策定して実施するものに限る。) ※地域コミュニティ活性化プラン…自治会の区域又は市が設置する各公民館の事業の主な対象となる区域における、遊び場を活用した世代間の交流及び次世代の育成並びに地域の活性化のための取組について定めた計画をいう。	R4	3,750	3,750	-	-	遊び場における遊具等の整備を促進することにより、児童にとっての健全な遊び場を確保し、もって児童の健康を増進することを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持		
96	こども支援課	子どもの遊び場整備事業補助金	米子市社会福祉協議会が地域立子どもの遊び場の管理者に対して支出する助成金の一部を助成する。	不明	945	945	-	-	米子市社会福祉協議会が実施する「米子市社会福祉協議会地域立子どもの遊び場事業」の事業費の一部を助成することで、子どもとの健康を増進することを目的とする補助金であり、公益上必要である。	現状維持		
97	こども支援課	米子市民間福祉施設(児童福祉施設)整備費補助金	社会福祉法人等が行う児童福祉施設の新築・増築にかかる借入金返済利子の支払い	H9	8	8	-	-	-	廃止	令和5年度で対象施設の返還が終了するため、それに伴い事業終了予定。	

令和5年度補助金一覧

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針	
											区分	理由、改善・見直し事項等
こども部	98	こども支援課	米子市特定子ども・子育て支援施設等における実費徴収に係る補正給付補助金	新制度未移行の幼稚園に在籍する園が定める額に該当する低所得世帯・多子世帯の副食費の助成する。	R1	506	168	-	-	-	廃止	
	99	こども支援課	米子市私立幼稚園等就園奨励費補助金	私立幼稚園等の施設者が、在園している園児の保護者に対して当該年度に納付すべき市費負担による園費等が10%の保育料等を減免する場合に減免相当額を補助する。	S47	7,492	7,492	-	-	幼稚園及び認定こども園の設置者に対し保育料減免相当額を補助することで保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持	子どもを取り巻く環境が変化する中、幼児教育の機会均等を図るため、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減、幼稚園・保育園間の保護者負担の格差是正により幼児教育の振興が図られるため必要である。
	100	こども支援課	米子市私立幼稚園運営費補助金	本市における私立幼稚園が当該年度に支出する運営費(施設整備の整備費を除く)に対して補助をする。	S47	3,024	3,024	-	-	-	廃止	
	101	こども支援課	米子市第3子以降副食費助成事業補助金	園が定める基準の低所得世帯・多子世帯については第3子以降の副食費が助成されるが、年齢による制限があるため、園基準に該当しない第3子以降について副食費を助成する。	R1	16,200	16,200	-	-	第3子以降の児童に係る副食費を減免する保育園等に対して減免相当額を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持	
	102	こども支援課	保育所等ICT化推進事業補助金	保育に関する計画・記録機能、園児の登降の管理、保護者との連絡に関する機能についてのICT化推進のための保育システムの導入に必要な費用の一部を助成する。	R1	7,500	4,800	-	-	保育所等におけるICT化の推進に必要な経費を助成することで、業務の効率化及び保育環境の改善を図り、保育士が働きやすい環境の整備及び子どもを安心して育てることができると期待していることを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持	
	103	こども支援課	新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金	私立保育園事業等において新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援を実施するために係る必要な経費を補助する。	R1	20,700	10,350	-	-	-	廃止	
	104	こども支援課	米子市特別保育事業費補助金	1 延長保育事業 利用時間を延長して児童を預かる事業 2 一時預かり事業 家庭での保育が一時的に困難な児童を預かる事業、幼稚園・認定こども園において1号認定子どもを教育時間の前後等に預かる事業 3 障がい児保育事業 障がいのある児童を保育するための職員を配置する事業 4 医療的ケア児保育支援事業 医療的ケア児を保育するための職員を配置する事業 5 乳児保育事業 年中卒の乳児の受け入れのために年度当初から職員を配置する事業 6 低年齢児保育士等特別配置事業 7 施設と職員が4.5:1の割合となるよう職員を配置する事業 7 家庭支援保育士加配事業 同和地区において同和保育士等を配置する事業	H27	219,479	99,199	-	-	特別保育事業実施者に対して経費の一部を助成することで特別保育事業の健全な運営を促進し、児童福祉の向上及び児童の健全育成を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持	
	105	こども支援課	教育・保育施設安全対策事業補助金	教育・保育施設等において実施する送迎用バス等への置き去り防止のための安全装置の設置等の安全対策に係る経費を補助する。	R5	4,400	0	-	-	-	廃止	
	106	こども支援課	中学校生徒大会派遣費補助金	市内に存する中学校(米子市日吉津中学校総合立派教育中学校を除く)に対し、次に掲げる大会(第5学年から第6学年までに掲げる大会にあつては、予選又は選抜を経て出場するものに限る。以下「補助対象大会」という。)への生徒の派遣に関する経費を補助する事業。 ① 中学校体育連盟が主催する鳥取県中学校総合体育大会(西地区大会) ② 中学校体育連盟が主催する鳥取県中学校総合体育大会(東地区大会)、中国中学校選手権大会(中国総体) ③ 収束連盟が主催する全日本吹奏楽コンクールの中国大会及び全国大会並びに全日本マーチングフェスティバルの中国大会及び全国大会 ④ 合同連盟が主催する全日本合唱コンクールの中国大会及び全国大会 ⑤ 中学校教育研究会が主催する全国中学校生徒科学研究発表会・中国地区中学校生徒科学研究発表会 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が定める大会	不明	11,000	11,000	-	-	中学校教育の一環として行われている部活動の大会への派遣に要する経費を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、体育活動及び文化活動の振興を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。	現状維持	
	教育委員会	107	学校教育課	Welcomeアフターコロナ推進事業補助金	各中学校区で開催されるWelcomeアフターコロナ記念行事に係る経費の一部補助。	R5	2,000	2,000	-	-	-	廃止
108		学校教育課	米子市フリースクール利用等補助金	米子市フリースクールに通う児童生徒保護者に対する補助 月額 13,200円 交差費・実習費 月額 6,000円 米子市教育支援センターふらっとホームに通う児童生徒保護者に対する補助 交差費・実習費 月額 中学生6,000円 小学生6,000円	R3	1,764	882	-	-	不登校については様々な施策を講じているところではあるが、近年増加傾向にある。このため、不登校児童生徒の学びの場の選択肢を広げ、義務教育段階における普通教育相当の教育機会の確保等を総合的に推進することが求められており、フリースクール利用料金の補助をすることは必要である。	現状維持	フリースクール利用料補助により不登校児童生徒の学びの場の選択肢が広がり、義務教育段階における普通教育相当の教育機会の確保等が総合的に推進できる。また、一定条件を満たせばフリースクールでの指導・相談を受けた日数が指導要録上の出席扱いとされるため継続して実施していきたい。
109		学校教育課	全国大会開催地補助金	本市において全国大会が開催される場合に、大会開催に係る経費の一部補助	不明	0	0	-	-	本市において全国大会(教科・指導等に関する研究大会)が開催されることは、多くの本市市立学校教職員が参加でき教職員の資質向上を図れる。 大会開催に係る経費の一部を補助することにより、大会の円滑な運営を支援することは必要である。	現状維持	令和2年度に減額しているため、現状のまま継続したい。
110		学校教育課	中国四国大会開催地補助金	本市において中国四国大会が開催される場合に、大会開催に係る経費の一部補助	H28	30	30	-	-	本市において中国四国大会(教科・指導等に関する研究大会)が開催されることは、多くの本市市立学校教職員が参加でき教職員の資質向上を図れる。 大会開催に係る経費の一部を補助することにより、大会の円滑な運営を支援することは必要である。	現状維持	全国大会と同様に、現状のまま継続したい。
111		学校教育課	朝鮮初中級学校教育助成金	(1) 初級部に就学する児童 1人につき月額2,400円 (2) 中級部に就学する生徒 1人につき月額4,000円 上記金額を保護者(市在任)に支給する。	不明	58	58	-	-	民族教育に対して配慮するとともに、無償で義務教育を受ける他の市民との均衡を図り、保護者の経済的負担を軽減するために必要である。	現状維持	民族教育に対して配慮するとともに、無償で義務教育を受ける他の市民との均衡を図り、保護者の経済的負担を軽減するために必要である。
112		学校給食課	いきいきこども食育推進事業地元食材調達費補助金	学校給食として提供する「い」及び「き」を使用した料理の材料として、地元産品である「大山こむぎ」及び「境港サーモン」を使用した食材を供給する場合の当該食材の調達に係る費用と、他の国産小麦及び県外産鮭を使用した食材を供給する場合の当該食材の調達に係る費用との差額を助成する。	R3	3,745	3,745	-	R8	-	現状維持	学校給食における地産地消の推進を図るために必要な事業であるため。
113		学校給食課	一般財団法人米子市学校給食会運営費補助金	学校給食の充実を図るために実施する次に掲げる事業 (1)給食費の増徴 (2)給食費の受入れ及び給食費の物販の代金の支払 (3)給食に関する調査研究 (4)給食費の徴収	S49	17,578	17,578	-	-	学校給食用の物資を円滑に供給し、米子市における学校給食の充実と資することを目的として設立した一般財団法人米子市学校給食会(以下「学校給食会」という。)の運営を支援する必要があるため、なお、学校給食会と同等の業務を市職員が行う場合、人件費等のコストが割高になることが予想されるため、現時点で学校給食会の廃止は検討していない。	現状維持	学校給食会を廃止し、同等の業務を市職員が行う場合、人件費等のコストが割高になることが予想されるため。
114		学校給食課	物価高騰対応学校給食費等負担軽減対策補助金	学校給食用の物資の調達	R4	26,000	26,000	-	-	-	廃止	急激な物価高騰が続く中、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のために必要な事業であるため、なお、物価高騰が収まった場合には、本補助金は廃止する。
経済部	115	経済戦略課	産学官・医工連携しごとの種(シズ)づくり支援事業補助金	(1)学術研究機関又は医療機関との連携により、新商品の開発又は生産、新たな投資の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行う事業(中小企業者・協同組合等又は生産者団体が行うものに限る。) (2)中小企業者、協同組合等又は生産者団体により、新商品の開発又は生産、新たな投資の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行う事業(学術研究機関、医療機関が行うものに限る。)	H28	1,200	1,200	-	-	この事業は、民間事業者らが新事業の拡大をする局面において、行政が後押しすることを目的として設計されている。結果として、交付決定数が伸びていることから、民間事業者らの上取組の一助になっていると言える。 また、電話による追跡調査の結果、補助金開始事業者らの補助事業は、新事業として成立したケースを確認しており、実効性は確保されていると考えられるため。	現状維持	

部局名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	総額	見直し期限	最終・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針		
											区分	理由・改善・見直し事項等	
経済部	116	経済戦略課	米子市企業人材スキルアップ支援補助金	中小企業等が、その雇用する従業員(次に掲げる要件の全てに該当する者)に限る。に對し、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座その他これに類するものとして市長が認める講座(当該中小企業等又は当該中小企業等の役員(兼務及びこれに準ずる者を除く。以下同じ)が他の法人その他の団体の役員を兼ねている場合における当該他の法人その他の団体が実施するものを除く。以下「教育訓練講座」といふ。を支援するもの。) 1) 当該教育訓練に係る講座の受講につき、雇用保険法第108条第1項に規定する教育訓練給付金の支給を受けていないこと。 2) 当該教育訓練講座等の受講につき、米子市社会人スキルアップ支援推進委員会からの補助金(米子市企業人材スキルアップ支援補助金交付要綱(令和3年10月1日施行)第3条第2項第5号に規定する補助金等)のうち、の交付を受けていないこと。	R3	1,000	1,000	—	R6	—	改善・見直し	制度の見直しを検討する。	
	117	経済戦略課	米子市企業立地促進補助金	(要件) 雇用:中小企業1人以上、大企業3人以上(新規進出企業は1人以上、市外からの転入1名可) 投資額:中小企業300万円以上、大企業1億円以上 (補助額算定方法) ① 地下固定資産額×5% (新規進出、本社機能移転による5%の加算あり。※取次15%) ② 初年度1—5料×50% ※限度額 ①+②の合計1億円(新規進出、本社機能移転、土地取得が伴う場合は上記2倍)	H21	40,911	40,911	—	R6	—	改善・見直し	市場環境の変化及び周辺自治体の企業立地支援補助金の動向を注視しながら本市の制度も検討する。	
	118	経済戦略課	勤労者福祉サービスセンター運営補助金	(1) 中小企業勤労者の健康増進に係る事業 (2) 中小企業勤労者の生活安定に係る事業 (3) 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に係る事業 (4) その他センターの設立目的を達成するための必要な事業	H14	7,800	7,800	—	R6	—	改善・見直し	補助額が適正かを検討する。	
	119	経済戦略課	社会人スキルアップ・再就職支援補助金	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項に指定する厚生労働大臣が指定する教育訓練講座その他これらに類するものとして市長が認める講座の受講	R3	3,000	3,000	—	R6	—	改善・見直し	制度の見直しを検討する。	
	120	経済戦略課	米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金	I 企業立地事業補助金 (要件) 雇用:20人以上(短時間労働者を含む) 投資額:3,000万円以上 (補助額算定方法) ① 地下固定資産額×15% ② 初年度1—5料×50% ※限度額 ①+②の合計1億円(建設費かつ新たに事業所を新設する場合は上記2倍) II 情報通信関連事業補助金 (要件) 雇用:3人以上(短時間労働者を含む) (補助額算定方法) 事務所賃借料×1/6(5年間)※限度額:1,000万円/年	H26	8,937	8,937	—	R6	—	改善・見直し	市場環境の変化及び周辺自治体の企業立地支援補助金の動向を注視しながら本市の制度も検討する。	
	121	商工課	中小企業団体中央会補助金	中小企業の組織化及び経営基盤強化に資する事業に對して補助する。	H18以前	270	270	—	—	—	現状維持	中小企業者の活性化に資する事業を実施する経済団体に対して、引き続き支援が必要である。	
	122	商工課	米子市商店街連合会補助金	商店街連合会に対し事業費の一部を補助することで、中小企業者の振興および商店街の振興に資する。	不明	282	282	—	—	—	現状維持	中小小売事業者の事業及び商店街の活性化に資する事業を実施する商店街連合会に対して、引き続き支援が必要である。	
	123	商工課	米子日吉津商工会運営費補助金	米子日吉津商工会が実施する、経営改善普及事業、地域振興振興事業、商工業の運営及び管理に係る経費の一部を補助する。	H30	2,172	2,172	—	—	—	現状維持	米子日吉津商工会は淡路地区及び伯邑地区の小規模事業者の経営改善等の支援を行っているほか、イベント等を通じて地域活性化事業を実施している。小規模事業者に対するきめ細やかな経営支援や地域活性化事業を行う組織であることから、その運営に對して継続的に支援する必要がある。	
	124	商工課	商店街等イベント集客促進事業補助金	次に掲げる要件の全てを満たすイベントに對し、その集客を更に向上させ、及び市民への一層の定着を図るための広域の集客として、市長が認めるもの。 ① 中心市街地にある商店街等の活性化を目的として開催されること。 ② 街が定まるウォカール・フェスティバル等とそれに近接する場所において屋外で開催されるものであつて、当該集客の促進を図ることと直接関係すること。 ③ 年間4回以上の開催を計画しており、翌年度以降も、同様の開催を継続的に開催されること。 ④ 1回開催につき、次の1から3までのいずれかに該当するイベントについて行う広域の集客は、本補助金の交付の対象とならない。 1) 激突又は激突に関するもの 2) 特定の事業者等の集客又は宣伝を目的とする性格が強いもの。 ⑤ ①及び②に掲げるもののほか、本補助金の交付の目的に照らし、その交付の対象とするものが適切でないとして市長が認めるもの。	R4	900	900	—	R6	—	現状維持	商店街活性化のために必要な施策である。	
	125	商工課	企業立地促進補助金	令和4年3月31日までに指定した企業 ○工場立地促進補助金 事業開始日所属する年の翌年の4月1日から始まる年度から3年間の地下固定資産に係る前期年度取得増額を補助する。 ○雇用促進補助金 雇用期間が1年を超える新規採用雇用者に対して、1人当たり30万円を3年間に分けて補助する。 令和4年4月1日以降に指定した企業 ○工場立地促進補助金 地下固定資産の取得に資する期間(取得及び地方債に支出するものを除く。)に相当する額に100分の9を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)若しくは地下固定資産の償却に要する費用(当該事業所等又は本社機能の新設等を完了した日から起算して5年間に係る。)に相当する額に100分の9を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を補助する。	H11	20,443	20,443	—	R8	—	—	現状維持	地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、引き続き地元企業等の市内等での設備投資等を支援する。
	126	商工課	米子市小規模事業者経営改善資金等利子補助金	日本政策金融公庫の融資制度である「小規模事業者経営改善資金」及び「生活衛生関係営業改善貸付資金」を受け付ける事業者に對して、その利子相当分1/2の額を補助する。	H28	414	414	—	—	—	現状維持	引き続き対象融資に係る利息負担軽減し、市内小規模事業者の事業の安定化を図る。	
	127	商工課	まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金	地域課題 ①少子化、②高齢化、③安心安全、まちなか商業衰退に「ぎわい」の喪失、⑤その他の各地域で広く認識されている「都市課題」の解決に對する事業を実施する商店街振興組合・中小企業に對し、県との協働により事業に要する経費の一部を補助するもの。	H26	0	0	—	—	—	現状維持	県との協働事業でもあり、商店街振興組合や中小企業等の地域課題を解決することで地域経済の活性化を図るため、引き続き支援が必要である。	
	128	商工課	米子市いな祭補助事業	米子市いな祭開催の運営費の補助。	不明	27,980	17,980	—	—	—	現状維持	米子市いな祭は地域経済の活性化や賑わいの創出や観光客の誘致促進の活性化を図ることができる。一般企業からの支援となる広告料等は年々減少を続けている現状から、本市からの補助金は不可欠である。	
129	商工課	商工振興まちづくり連携補助金	補助対象者が申請年度に実施する補助事業に係る人件費及び事務費の一部を補助する。	R1	6,122	6,122	—	—	—	現状維持	事業者の活性化に資する事業を実施する経済団体に対して、引き続き支援が必要である。		
130	商工課	台湾台北市販路開拓支援補助金	自社の製品、サービス等について、新たに台湾台北市への販路の開拓又は事業の展開を目的として行う販路、販売促進活動等の取組に係る経費を補助する。	R3	300	300	—	R6	—	改善・見直し	市内事業者が利用しやすいよう補助対象経費の見直しを適宜行いながら、地産外県に係る取組を支援していく。		
131	商工課	米子市新型コロナウイルス対策特別金融支援事業利子補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した事業者が、地域経済変動対策資金の融資を受けた場合、利子額の一部または全額を補助する。	R2	134	69	R8	—	—	—	現状維持	—	
132	商工課	米子市新型コロナウイルス対策中小企業小口融資特別金融支援事業利子補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した事業者が、中小企業小口融資資金の融資を受けた場合、利子額の一部又は全額を負担する。	R2	179	90	—	—	—	—	廃止	—	
133	商工課	米子市地産外県地域産品開発等事業補助金	市外・県外の消費者をターゲットとする魅力ある地域産品を新たに開発または商品改良等の取組を行う中小企業等に對し、経費を補助する。	R4	4,500	4,500	—	R6	—	—	現状維持	市内中小企業者等の持続的な発展のために、今後も継続して支援していく方針。	

部局名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方向性	
											区分	理由・改善・見直し事項等
経済部	134	商工課	歩いて楽しい商店街づくり推進事業補助金	①新規イベント開催促進補助金 中心市街地の商店街エリア等で、新たなイベントを開催する事業者に対し、集客の向上と市民への定着を図る上で必要となる広告宣伝費の一部を補助するもの。 ②商店街活性化支援補助金 商店街が行う環境整備等の計画(ビジョン)策定に係る経費に対する補助 ③多様な職業種別・多様な年齢層の市民が活躍できる事業を実施する商店街振興組合・中小企業等に対し、集客の向上により事業に資する経費の一部を補助するもの。 ④新規出店支援金 商店街等の空き店舗を解消し、「歩いて楽しいまちづくり」を推進することを目的に、ウォークル対象エリアの空き店舗へ新規出店した事業者に対し、支援金を発行するもの。	R5	2,724	2,724	-	R8	-	現状維持	中小企業者の活性化に資する事業を実施する経済団体に對して、引き続き支援する必要がある。
	135	商工課	魅力ある商店街づくり事業費補助金	アーケード、カラー舗装、イベント広場及び公園、緑地、街路燈、公共便所等の整備	H21	41,667	41,667	-	-	令和5年度のえるもアーケードのリニューアルに対し、県と協同して本事業を実施。 令和5年度以降の事業実施予定はないが、今後の商店街エリアの再開発に向けた取組に合わせ、本補助事業の活用を検討する。	改善・見直し	今後、商店街振興組合が環境整備を実施する場合には、対象経費について見直しを行っている。
	136	商工課	米子市地域経済変動対策資金利子補助金	鳥取県地域経済変動対策資金の融資を受けた場合、鳥取県と協議し、利子額を最大36か月間補助する。	R4	43,098	21,549	R9	-	-	現状維持	
	137	商工課	米子市商店街アーケード撤去事業補助金	補助事業者が市内に所在する商店街において実施する着付化したアーケードの撤去について、対象経費の1/2に相当する額を予算の範囲内において交付する。	R5	25,905	25,905	-	-	-	廃止	令和5年度事業が完了すれば、早急に撤去が必要となるアーケードが市内になくなるため。
	138	商工課	省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業補助金	業務の省人化又は省力化のための機器、ソフトウェア等の導入又はこれらを導入することを前提とした試用	R5	3,000	3,000	R10	R10	-	改善・見直し	各年度で補助事業の実績を検証し、業務の省人化や省力化に係るコストパフォーマンスの高さが認められる機器やソフトウェアの導入をより促進するような制度としていく。
	139	商工課	ウォークルイベント開催応援補助金	ウォークルエリアにおけるイベント(本市の経済の活性化に寄与すると市長が認めるものに限る。)の開催。	R5	6,000	6,000	-	-	-	廃止	事業の性格上、廃止を前提として実施
	140	商工課	温水プール運営施設設備高機緊急支援事業	温水プールの運営	R5	4,000	4,000	-	-	-	廃止	事業の性格上、廃止を前提として実施
文化観光局	141	観光課	米子がいな太鼓保存育成補助金	(1)米子がいな太鼓保存会が所有する太鼓の修繕 (2)米子がいな太鼓保存会に所属する青少年チームの練習の実施	H20	120	120	-	-	米子がいな太鼓は、太鼓を通じた青少年の健全育成に資する活動を行っているほか、米子がいな祭りやインパウンド向けの公演等を行っており、米子市の観光振興に欠かせない伝統文化団体であることから、今後の活動継続のためには補助制度の継続が必要と考えられるため。	現状維持	米子がいな太鼓は、太鼓を通じた青少年の健全育成に資する活動を行っているほか、米子がいな祭りやインパウンド向けの公演等を行っており、米子市の観光振興に欠かせない団体であることから、今後の活動継続のためには補助制度の継続が必要である。
	142	観光課	米子がいな万灯保存育成補助金	米子がいな万灯振興会子ども万灯チームが使用している万灯の修繕費及び新規チームの万灯購入費の助成。	S63	120	120	-	-	米子がいな万灯振興会は、米子がいな祭りやインパウンド向けのイベントでの公演を行う等、本市の観光振興に貢献している。本補助金の補助対象とする「子ども万灯」は、各子ども会だけで負担が大きい、福土並みである米子がいな万灯の後継者育成を図るためにも継続的な支援が必要であるため。	現状維持	米子がいな万灯振興会は、特定な財源もなく、ボランティア精神だけでない祭の振興発展に協力しており、各企業などの万灯は各自の負担で管理している。子ども万灯は、各子ども会だけで負担が大きすぎるため、また、新たな風土並みとして養い、地域活性化を図る米子がいな万灯の後継者育成を図るためには、補助制度を継続する必要がある。
	143	観光課	コンベンション開催支援補助金	(公財)とっとりコンベンションセンターがコンベンション開催助成金交付要綱に基づき、米子市内で開催されたコンベンションに対し交付した助成金の半額を補助するもの。対象とするのは、中国地方以外の地域から企業コンベンション、各宿については範囲は問わない。)延べ宿泊者数200人(学術会議、企業コンベンション、合宿については100人)以上の県外からの参加があること。	H7	8,800	8,800	-	-	コンベンション等の誘致は本市への経済波及効果をもたらす今後とも必要と思われるため。	現状維持	類似施設との厳しい誘致合戦の中、全国からコンベンション等を誘致するには不可欠な制度であり、維持する必要がある。
	144	観光課	米子映画事業開催支援補助金	米子映画事業の企画・企画イベント「3分映画展」(プレ上映会、アフター上映会を含む。)の開催	R1	1,800	1,800	-	-	米子映画事業は、ポップカルチャー(アニメ、映画)等をテーマとした米子市唯一の恒例イベントであり、行政や既存観光事業者がリーチできないターゲット層に対して誘客・認知度向上を図る重要なイベントである。 特に、補助対象となる企画イベント「3分映画展」は、毎年全道の映像作家から応募があり、本市の認知度の向上や県外からの誘客促進につながっているほか、市内のクリエイター等の人材発掘及び育成にも寄与しているため、継続的に支援することにより本市の観光振興・関係人口拡大につながると考えるため。	現状維持	ポップカルチャー(アニメ、映画)等をテーマとした米子市唯一のイベントであり、行政や既存観光事業者がリーチできないターゲット層に対して誘客・認知度向上を図る重要なイベントであることから、引き続き支援を行うことが本市の観光振興につながると考える。
	145	観光課	米子市観光協会補助金	観光資源の調査研究及び開発利用の促進、観光施設の整備並びに事業計画及び事業の促進、観光イベントの開催、観光地の歴史文化の継承、観光事業に関する調査研究並びに観光情報の収集及び発信、観光事業者等の資力向上、観光土産品の改善指導及び紹介など。	S28	44,277	44,277	-	-	本市を中心とする観光資源の開発、観光客の誘致及び特産物等の紹介により本市への来客の増加に寄与し、もって地域の活性化を促進するため。	現状維持	観光振興のため、地域の魅力作りに努めるとともに、観光客の誘致を積極的にし、地域の活性化を図る目的であり、現在の体制で米子市観光協会が果たす役割は大きく、その効果も多大であるので、補助制度を継続する必要がある。
	146	スポーツ振興課	アジア国際ユースサッカー大会開催支援補助金	アジア国際ユースサッカー大会の開催	R1	500	500	R7	-	-	現状維持	高校生の育成のほか、大会参加者、関係者が交流をするきっかけとなり、交流人口の拡大や地域経済の発展につながる事業であることから、予定通り、少なくとも計3回は支援を継続する。
	147	スポーツ振興課	中海オープンウォータースイム開催支援補助金	中海オープンウォータースイムの開催	H27	500	500	-	-	本補助金は平成30年度で廃止予定であったが、平成30年度に再度あり方を検討し、オープンウォータースイムの発展と同時に選手・関係者が起点となり、中海の水質環境改善や水辺の整備、さらには水辺の安全確保につながる可能性があること判断し、継続することとした。 米子市は、中海の湿地環境保全と再生を図り賢明な利用を促進している。また、中海を競技会場とする中海オープンウォータースイムは、日本水泳連盟主催の日本選手権大会トライアルに設定されていることから、中海を利活用し地域活性化を図る機会となっている。中海清化と中海の利活用を通して地域の活性化を目的とする中海オープンウォータースイムの開催を支援することで、中海をめぐる本市の魅力の発信を図ることができる。	現状維持	スポーツツーリズムの推進の観点と中海環境保全の観点から、今後も支援を継続する。
148	スポーツ振興課	米子市スポーツ協会補助金(旧:米子市体育協会補助金)	鳥取県スポーツ協会負担金の支払い	S49	73	73	-	-	米子市スポーツ協会は、市内の各競技団体が加盟しており、指導者の養成・確保、各種大会の企画運営参加、表彰事業の実施、各競技団体の競技力向上の支援・強化を目的としている。また、構成員となっている鳥取県スポーツ協会の補助金も、日々刻々と成長する社会周辺の有害植物を除去し、天然記念物としての価値を守るために必要な管理に對して補助する。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 文化財を未来に残すために必要な事業であり、歴史ある神社の保護は子や市民の心の拠り所を有することにもつながることから、終期を設定することは難しい。	現状維持	競技力の向上と生涯スポーツの推進を図るため、今後も継続	
149	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金:和田御崎神社	有害植物の除去	H1	24	24	-	-	和田御崎神社は、弓浜半島の古砂丘上に位置する天然記念物であり、市の文化財に指定されている。本事業は、和田御崎神社が実施する社叢の保護に係る補助事業である。日々刻々と成長する社叢周辺の有害植物を除去し、天然記念物としての価値を守るために必要な管理に對して補助する。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 社叢は、弓浜半島の歴史と自然を語る上で欠かすことのできないものであり、社叢の適正な管理は、地元で御崎さの森と呼ばれ子どもたちの遊び場や住民の憩いの場にもなっている拠点の保護にもつながるため、終期を設定することが難しい。	現状維持	天然記念物社叢の維持管理のために行う最低限の処置であり、天然記念物植物群の滅失、荒廃防止のための継続的実施が必要である。	
150	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金:青木神社	有害植物や枯れ木などの整理除去及び清掃	H30	24	24	-	-	青木神社は、スタジイなどの大木で構成される天然記念物であり、市の文化財に指定されている。本事業は、青木神社が実施する社叢の保護に係る補助事業である。日々刻々と成長する社叢周辺の有害植物を除去し、天然記念物としての価値を守るために必要な管理に對して補助する。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 文化財を未来に残すために必要な事業であり、歴史ある神社の保護は子や市民の心の拠り所を有することにもつながることから、終期を設定することは難しい。	現状維持	天然記念物社叢の維持管理のために行う最低限の処置であり、天然記念物植物群の滅失、荒廃防止のための継続的実施が必要である。	
151	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金:栗島神社	有害植物や枯れ木などの整理除去及び清掃	R3	24	24	-	-	栗島神社は、市の文化財名簿に指定されている。本事業は、栗島神社が実施する社叢の保護に係る補助事業である。日々刻々と成長する栗島周辺の有害植物を除去し、名簿としての価値を守るために必要な管理に對して補助する。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 補助金を交付することで、所有者の名簿を守る意識の向上をさらに図り、近くにある水鳥公園とともに市民に親しまれている栗島神社を地域の宝として未来に残すために必要な事業であることから、終期を設定することが難しい。	現状維持	名勝栗島の維持管理のために行う最低限の処置であり、天然記念物植物群の滅失、荒廃防止のための継続的実施が必要である。	

部局名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	総額	見直し期限	見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針		
											区分	理由、改善・見直し事項等	
文化観光局	152	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(重要文化財後藤家住宅管理事業)	防火施設の保守点検	H1	159	45	-	-	後藤家住宅は、市内に唯一現存する近世の町屋建物であり、建物の貴重さから国の重要文化財に指定されている。本事業は、後藤家住宅の防火対策のために設置した、消防設備の点検に係る経費の補助事業である。消防設備は通常にわたって稼働しており、約2回の点検が義務付けられている。消防設備は、万一の火災に備えるための設備であり、文化財を守るために不具合のないよう日常から管理しなければならぬ。また、国庫補助の対象事業(国1/2、県1/4補助)であるが、所有者の負担も大きい。貴重な建物を守るための補助という形では、所有者の文化財保護に対する意識の向上をさらに図るとともに、地元の宝としての文化財を守るために必要となることから、見直しを設定することは難しい。	現状維持	重要文化財建造物の維持管理に支障をきたすこととなり、文化財保護行政への信頼を損なうこととなるため。	
	153	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(保護文化財高田家住宅管理事業)	消防用設備の保守点検	S57	46	13	-	-	高田家住宅は、市内に唯一現存する近世の茅葺建物であり、建物の貴重さから県の保護文化財に指定されている。本事業は、高田家住宅の防火対策のために設置した、消防設備の保守点検に係る経費の補助事業である。消防設備は通常にわたって稼働しており、年2回の法定点検が義務付けられている。消防設備は、万一の火災に備えるための設備であり、文化財を守るために不具合のないよう日常から管理しなければならぬ。	現状維持	保護文化財建造物の維持管理に支障をきたすこととなり、文化財保護行政への信頼を損なうこととなるため。	
	154	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(名勝深田氏庭園管理事業)	春秋2回の整枝剪定、消毒等を実施する。	H13	242	69	-	-	深田氏庭園は、全国的にも現存数が少ない室町時代に作られた国の名勝庭園である。本事業は、庭園に植えられた樹木の整枝剪定及び消毒を実施して、庭園の景観を守るために行う補助事業である。庭園を構成する樹木は、日々成長しており、自然な管理を怠ると、その形を保つことができず、文化財としての価値を失いかねない。このため、管理に係る経費の一部を補助するものである。また、国庫補助の対象事業(国1/2、県1/4補助)であるが、所有者も約20万円の負担がある。	現状維持	国指定名勝庭園の景観保全に支障をきたし、文化財保護行政への信頼を損なうこととなるため。	
	155	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(名勝心光寺庭園管理事業)	春秋2回の整枝剪定、消毒等を実施する。	R3	89	25	-	-	心光寺庭園は、江戸時代に作られた名勝庭園である。本事業は、庭園に植えられた樹木の整枝剪定及び消毒を実施して、庭園の景観を守るために行う補助事業である。庭園を構成する樹木は、日々成長しており、自然な管理を怠ると、その形を保つことができず、文化財としての価値を失いかねない。このため、管理に係る経費の一部を補助するものである。	現状維持	県指定名勝の景観保全に支障をきたし、文化財保護行政への信頼を損なうこととなるため。	
	156	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(重要文化財石馬 防災設備事業)	収蔵庫に隣接する法面に対し擁壁設置工事を行う	R4	28,832	1,123	-	-	-	-	廃止	今年度で防災設備事業を完了するため。
	157	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(澁江傘後継者育成事業)	市指定された澁江傘の製造技術を文化財として保存し、技術を承継していただくために、後継者育成を図り、技術の習得に専念できるように、研修者の生活を持続するための経費に対して補助金を交付する。	H30	1,350	450	-	-	澁江傘の起りは文政4年(1821)といわれており、その製造技術は市指定無形文化財となっている。本事業は「澁江傘製造技術」の保存、伝承に欠かすことのできない後継者の育成に係る経費や後継者育成修了者の独立に必要な経費に対して補助するものである。また、傘製造技術は、昭和53年(1978)に米子市無形文化財に指定されたことに加え、澁江傘の金具によって保存、伝承されてきた。しかし、近年では、傘の高齢化や人数の減少、後継者不足により、文化財としての保存、伝承が危ぶまれる状況にある。そうした中、澁江傘製造技術の習得に専念していただくには、技術を確実に継承できる人材の育成を図ることが大変重要であり、その環境づくりに積極的に取り組む必要がある。	現状維持	県の関係事業であるため、事業の見直し、廃止、休止は予定していない。	
	158	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(無形文化財弓浜餅保存伝承事業)	県指定された弓浜餅を文化財として保存し、技術を承継していただくために、家庭に残る弓浜餅や古い道具などの収集・保存、また、技術継承や普及啓発のための体験教室などを開催する経費に対して補助金を交付する。	H29	210	35	-	-	弓浜餅は弓浜半島周辺に伝わる特産品で、昭和53年(1978)に無形文化財に指定された。本事業は、弓浜餅の保存や伝承、市民への普及に関する経費の一部を補助するものである。	現状維持	鳥取県の文化財であり、補助の交付対象であることから、一部補助するものです。	
	159	文化振興課	無形民俗文化財保存事業補助金(米子盆踊り大会)	毎年9月14日に、米子市公会堂前庭を会場とする「米子盆踊り大会」を開催する。	S44	110	110	-	-	米子盆踊りは、県指定無形民俗文化財であり、300年以上伝承されている米子の民俗芸能。本事業は、毎年8月14日に米子市公会堂前庭を会場に開かれる「米子盆踊り大会」に係る経費の一部を補助するものである。大会は、「いしようりやいこいし踊り」といった庶民的で素朴ながら格調高い米子盆踊りを保存、伝承し、広く市民に伝え普及させていく目的で開かれる。その大会開催の経費を補助することは、円滑な開催に資するため必要な事業であり、伝承や普及を目指す米子盆踊り保存会の会員の減少や高齢化が進む中、無形民俗文化財を未来に残すためにも必要不可欠な事業である。	現状維持	大会の運営については、市民や企業からの寄付金が財源の多くを占めているが、地域の民族芸能の伝統を継承していくためには、市民の理解とともに、市の継続的な支援が必要不可欠である。既に補助金が削減・廃止となった場合、寄付金動員の負担が増え、結果、実行委員会の崩壊につながり、大会の存続が難しくなることが懸念される。	

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	総額	見直し期限	見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針性		
											区分	理由、改善・見直し事項等	
文化観光局	160	文化振興課	無形民俗文化財保存事業補助金(日吉神社神幸神事)	毎年5月8日(祝)に、日吉神社を中心とした淀川地区内において、米子市指定無形民俗文化財である「日吉神社神幸神事」を開催する。	S53	40	40	—	—	米子盆踊りは、県指定無形民俗文化財であり、300年以上伝承されている米子の民俗芸能。本事業は、毎年8月14日に米子市公会堂前庭を会場に開かれる「米子盆踊り大会」に係る経費の一部を補助するものである。大会は、「たいしう踊り」や「こたしう踊り」「さいこ踊り」といった庶民的で素朴ながら格調高い米子盆踊りを保存、伝承し、広く市民に伝承させたいという目的で開催される。その大会開催の経費を補助することは、行政の責務に資するため必要な事業であり、伝承や普及を担う米子盆踊り保存会の会員の減少や高齢化が進む中、無形民俗文化財を未来に残すためにも必要不可欠な事業である。大会を主催する米子盆踊り実行委員会の中核をなす米子盆踊り保存会は、近年、会員の減少や高齢化が進んでいる。また、大会については寄付金に依存している面が強く、継続して大会の開催が可能となるような支援が必要な状態にある。コロナ禍や物価高騰など昨今の社会情勢により、寄付金がついていない見込み状況下において、市の補助なくして大会の開催は難しい。地元の高小中学校では運動会等で踊りを披露しているほか、授業で米子盆踊りについて学ぶなど、次世代を担う子供たちが地域の宝として認識を深めているものの、その認知が広く市内に浸透しているとはいえない。市の中心地にある公会堂前庭で開く大会は、歩行者やドライバーなど広く市民に米子盆踊りの存在をアピールする絶好の機会となり、市政の誇りを醸成する一翼を担う地域の宝を守るためにも、補助することは重要である。	現状維持		
	161	文化振興課	無形民俗文化財保存事業補助金(弓浜半島及び近隣地域のトンド)	毎年5月の歳徳神のトンド行事を円滑にするため、トンド用具等の保存及び保護を実施する。	R3	622	207	—	—	「弓浜半島及び近隣地域のトンド」は、鳥取県指定無形民俗文化財である。地域ごとにあるトンド講を中心として1年交代のトンドが祭りを行い、歳徳神を神輿や屋台に乗せ、トンドが等脚して地域内を巡り回っている。本事業は、その保存や伝承、市民への普及を図るため、必要な用具などの保存修理の一部を補助するものである。必要な経費は、修繕などを行う用具などによって異なるものの、種別ごとの費用には概ね共通している。60〜90万円ほどかかることを見込まれる。県費補助の対象事業であり、事業費に対し県が1/2補助、市は1/4補助を行い、残りが地元負担となっているが、各自治会などの財源が限られている中で、地元負担は軽減し、行政が補助して地域の古い祭りの形を残す一助となることは、自分たちが暮らす地域に対する誇りや愛着形成につながることも期待できるため、総額を設定しない。	現状維持	鳥取県の文化財であり、補助の交付対象であることから、一部補助するものとする。	
	162	文化振興課	アートスタート活動支援事業補助金	未就学児を対象としたアートスタートの機会を確保する事業。ただし入場料を徴収しない事業は除く。	H22	200	0	—	—	未就学児を対象とした作品鑑賞、創造体験、公演鑑賞の機会を確保することにより、子どもの感性や創造性を育むことを目的とした事業である。音楽、演劇等の公演は「未就学児の入場をお断りします」としているものも多く、本格的な芸術鑑賞を未就学児、養育者といった保護者は体験する機会が少ない。特に、こうしたアートスタート実施事業の団体を支援することは、子育て支援にもつながり、文化、芸術を支える人材の育成を図ることもできる。また、鳥取県の関係事業(補助対象経費1/2 県費100%)であり、総額を設定することができない。	現状維持	県との関係事業であるため、事業の見直し、廃止、休止は予定していない。	
農林水産振興局	163	農林課	きのこ栽培始めませんか、生産者応援事業費補助金	栽培環境整備支援(ビニールハウス、散水施設の整備等)、安全労働確保支援(防護衣等及び運動靴、動力ファン等の導入)、新規生産者施設整備支援(事業実施3年目までに年間3千本以上植付者向け乾燥機及びスライヤーのリース、平床木架緊急造成支援、果樹園地の鉄線、網及びモノレールの撤去)	R3	443	222	—	—	県との協議事業であり、意欲ある生産者等が作成した特色ある農業プランの目標達成支援を行うことにより、元気のある生産者等を育成し、地域農業の振興及び活性化を図るものである。プランを実現するために導入する施設や機械設備等により、生産の安定化・生産性の向上が見込まれるため継続して必要な事業である。	現状維持	県との協議補助事業。また、米子市において、きのこ事業は他になく、生産者育成・保護のために必要。	
	164	農林課	梨及び柿生産振興事業費補助金	<生産基盤対策>梨、柿の新品種及び優良品種の新種、改組、高接ぎ、網、網掛け施設、防除用機械、防風施設等の整備を行う者に対して支援を行う。<育成促進対策>梨、柿の新品種及び優良品種の新種を育てる者に対して支援を行う。<果樹共済助成事業>新規共済加入者及び継続加入者向け助成金を行い、災害に強い地作りと農家の経営安定を図る。	H26	5,632	104	—	—	梨及び柿については、市の特産品としてふるさと納税の返礼品としてのニーズもあり、生産者の育成・保護は行政の義務と見なされる。そのため、総額の見直しは行わない。	現状維持	県との協議補助事業。また、米子市において、果樹振興事業は他になく、特産を栽培する農家の育成・保護のために必要。	
	165	農林課	ととり芝生産振興事業	規模拡大のための機械・施設整備費助成(新技術の導入の取組に係る費用助成)	R1	1,350	450	—	—	耕作放棄地の対策や園庭、家庭の芝生化にもよっており、今後市の特産品として見込めるため、総額の見直しは行わない。	現状維持	県との協議事業でもあり、県の事業継続に合わせる。	
	166	農林課	米子市農村青年会議補助金	米子市農村青年会議の活動(各種研修会の開催、研修会への参加、プロジェクト活動、イベント出店、等)のサポートのため、青年会議会に対し補助金を交付する。	S47	30	30	—	—	農村青年会議に所属する会員は、トウターンや部サラされた方など、農業の基盤がない非農業の新規就農者が中心となっており、農業技術や農業経営を学ぶ場を確保する重要性が高まっている。限定的な担い手不足や高齢化の進行による農業の担い手不足を補完し、担い手不足により若手農業者の育成に寄与するため、当分の間は現状維持とする。	現状維持	農村青年会議会員の中心が、トウターンや部サラ等農業の基盤がない新規就農者へ向けており、農業技術や農業経営を学ぶ重要性は高まっている。継続して支援することにより、若手農業者の育成に寄与する当分の間は現状維持とする。	
	167	農林課	和牛振興総合対策事業費補助金	1 牛舎整備 2 肥肥管理 3 和牛繁殖母牛の導入 4 自家保種 5 施設整備	H27	0	0	—	—	県との協議事業であり、和牛の増頭対策に取り組むために必要な経費の支援を行う事業である。本事業を活用することによって、投資しやすくなり、畜産農家の経営発展や安定化につながるため、令和6年度は対象者がいないが、今後も継続して必要な事業である。	休止	近年、補助事業の対象者がいないが、県の制度終了までは事業が継続する。	
	168	農林課	米子地区農家士会補助金	米子地区農家士が行う事業	R1	20	20	—	—	農業者の担い手の高齢化などに伴い、新規就農者の受入れは課題となっている。そのため、地域の農業指導者としての農家士会の指導、助言は必要不可欠である。地域農業の振興のためにも農家士の支援は必要である。	現状維持	常に新規に就農する人がいるため、担い手として定着させるために、農家士による支援は必要不可欠であるため、現状のまま継続する。	
	169	農林課	6次産業化総合支援事業費補助金	県のもうかる6次化・農工商連携支援事業(6次産業型・農工商連携型)実施要領に基づきプランの認定を受けた意欲のある農林漁業者等に対し、そのプランの実現に必要な推進活動及び施設・機械整備に対し、費用の1/2、2/3又は1/3を補助する。	H23	0	0	R9	R9	—	県との協議事業であり、意欲ある農業者等が作成した特色ある農業プランの目標達成支援を行うことにより、元気のある生産者等を育成し、地域農業の振興及び活性化を図るものである。プランを実現するために導入する施設や機械設備等により、生産の安定化・生産性の向上が見込まれるため継続して必要な事業である。	現状維持	農林業者や加工業者の事業要望があればその年度事業実施するが、今後5年度程度継続して要望が無い場合には休止とする。
	170	農林課	がんばる地域プラン事業費補助金	県のプランの実現に必要な推進事業(ソフト)及び整備事業(ハード)に係る経費に対して補助を行う。	H25	0	0	—	—	—	県との協議事業であり、意欲ある農業者等が作成した特色ある農業プランの目標達成支援を行うことにより、元気のある生産者等を育成し、地域農業の振興及び活性化を図るものである。プランを実現するために導入する施設や機械設備等により、生産の安定化・生産性の向上が見込まれるため継続して必要な事業である。	現状維持	県との協議事業であり、意欲ある農業者等が作成した特色ある農業プランの目標達成支援を行うことにより、元気のある生産者等を育成し、地域農業の振興及び活性化を図るため、必要不可欠な事業であり、継続が必要。引き続き、補助事業者のニーズに応じた改正等と協議の上で行っていく。
	171	農林課	がんばる農家プラン事業費補助金	計画(プラン)に基づく施設・機械整備等に係る費用を補助する。	H16	16,638	5,546	—	—	—	県との協議事業であり、意欲ある農業者等が作成した特色ある農業プランの目標達成支援を行うことにより、元気のある生産者等を育成し、地域農業の振興及び活性化を図るため、必要不可欠な事業であり、継続が必要。引き続き、補助事業者のニーズに応じた改正等と協議の上で行っていく。	現状維持	県の制度終了までは事業が継続する。
	172	農林課	スマート農業推進事業費補助金	ICT(情報通信技術)やロボット技術を活用した農業分野、畜産分野及び経営管理に関する機械及び設備を導入する初期費用を補助する。・機械及び設備の整備に要する経費を補助する。	R4	10,443	3,481	—	—	—	県との協議事業であり、スマート農業技術の普及を図るため、スマート農業を導入する農業者に対して、導入経費を補助する事業である。スマート農業は高コストで負担が大きいことから、導入を促す必要がある。また、スマート農業の普及拡大のためには継続して必要な事業である。	現状維持	県の制度終了までは事業が継続する。
173	農林課	プロコッリー産地総合対策事業費補助金	①規模拡大支援事業…生産拡大、作業効率化等に必要な機械の導入 ②生産者確保支援事業…農地の良好な生産環境維持、条件整備、集約対策 ③栽培技術普及支援事業…実証展示場の設置、産直、新技術の実証	R3	3,627	536	—	—	—	—	本補助金は県との協議補助金であり、県要領で事業実施期間は令和5年度から令和6年度までとする。ことを受けていることから、本市もこれに準じて令和5年度限りで補助金を廃止又は休止する方向である。	廃止	
174	農林課	園芸産地力増進事業費補助金	①産後・成長タイプ(一般) ②新たな特産物育成タイプ(一般) ③経労力支援タイプ ④新規病害虫等防除技術実証タイプ	H27	0	0	—	—	—	—	県との協議事業であり、本市特産の園芸品目を対象に、高品質な産物の安定した生産・流通の確保や新技術のモデル実証等支援するものである。園芸産地としての維持・発展を図るため必要不可欠な事業であり、継続が必要。引き続き、補助事業者のニーズに応じた改正等と協議の上で行っていく。	現状維持	県との協議事業であり、本市特産の園芸品目の生産振興を図るため必要不可欠な事業であり、継続が必要。引き続き、補助事業者のニーズに応じた改正等と協議の上で行っていく。
175	農林課	花き消費拡大推進事業費	花き消費拡大(地産地消)を目的とした花き生産者と消費者の交流イベントである「フラワーフェスティバル」の開催経費に対する補助。 実施時期 6月中旬の土日曜日(2日間) 場所 東豊青果内花き園芸市場 内容 プレゼンテーション教室、寄せ植え教室、花き品評会、展示販売会等	H16	50	50	—	—	R6	—	近年、活動が限られており、残念ながら小規模なものとなってきている。米子市での花きについての支援は本補助金のみであるため、今後、花きの生産振興を図るための継続ができるよう検討していく。	改善・見直し	

部局名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針性			
											区分	理由、改善・見直し事項等		
	176	農林課	米子市環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組に対して支援を行う。	H23	1,230	308	-	-	農業の持続的発展と農業のする多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業者が本来有する自然環境機能を維持・増進することが必要である。環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を再考する必要があると認識していることと、農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献しているため、環境保全に効果的な支援策として「環境保全型農業直接支払交付金」の支援を行う必要がある。農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を「バーチャル」で実現することを目指す「食料システム戦略(令和6年度)」を決定しており、同戦略では、SDGsや環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動動向としてあらゆる産業に波及しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や七五三等の有機物肥料等を通じた環境負荷低減を図り、持続可能な食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしており、この観点からも継続した本交付金の取組が必要である。	現状維持	国により法制化されており、負担割合等も定められていることから、見直しを検討していない。県も県全体で環境にやさしい農業を推進しており、引き続き実施していくことが適当と見られる。		
	177	農林課	経営所得安定対策推進補助金	経営所得安定対策の普及、推進活動、対象作物の農業者別生産数量目標の設定及び農業者の水田情報等の整理を行う農業再生協議会の事務経費の補助を行います。	H23	9,515	0	-	-	経営所得安定対策の普及、推進活動、対象作物の農業者別生産数量目標の設定及び農業者の水田情報等の整理を行う農業再生協議会の事務経費の補助のため必要な事業である。国の10/10事業であり、国の事業方針による。	現状維持	国の10/10事業であり、国の事業方針による。		
	178	農林課	耕作放棄地再生利用対策事業補助金	(1)同一世帯員以外の者から借り受け、又は買い取った耕作放棄地を3年以上耕作する者が、当該耕作放棄地において実質的に再生作業の経費を助成する。(2)鳥取県の各自治体に対し、丹波地区における耕作放棄地を再生するための方策の検討を目的として実施する事業の経費を助成する。	H21	1,040	1,040	-	R10	-	耕作放棄地の解消と担い手への農地集積の支援を強化し、次世代にたぐくむ農業の推進に大いに貢献することから、本市が積極的に関与する必要がある。	現状維持	耕作放棄地の解消と担い手への農地集積の支援を強化し、次世代にたぐくむ農業の推進に大いに貢献することから、本市が積極的に関与する必要がある。	
	179	農林課	米子市産地主体型就業支援モデル構築事業補助金	1産地型人材取得事業 新規就業者等の生産現場として活用することを目指す鳥取西部農業協同組合等が所有する遊休施設の改修、簡易施設の設置等に要する経費の助成 2産地型人材取得事業 新規就業者の確保及び育成に必要な活動(就業者の育成支援)に要する経費の助成	R5	682	228	R9	R9	-	産地型人材取得事業 新規就業者等の生産現場として活用することを目指す鳥取西部農業協同組合等が所有する遊休施設の改修、簡易施設の設置等に要する経費の助成	現状維持	県事業の実施期間と同様5年間とする。他産地での要望があればその都度検討していく。	
	180	農林課	米子市飼料作物作付推進事業補助金	鳥取西部農業協同組合が飼料種子を購入する生産数量目標を設定し、購入費用の4分の1に相当する額を助成する。	H2	506	506	-	-	-	近年、畜産農家の飼料作物自給率向上への意欲が高まっている。飼料作物自給率の向上と飼料の低コスト化は、畜産農家の経営安定につながる。また、畜産の振興は本市の重要課題のひとつであるため、本事業を継続する必要がある。	現状維持	飼料用の種子購入費用は増加している。したがって、畜産農家の経営安定を図るうえで本事業は必要である。	
	181	農林課	米子市射撃環境改善事業補助金	射撃技能の向上対策及び射撃を行う環境の改善に係る取組に必要な経費の一部を助成	H26	400	200	-	-	-	射撃技能の向上対策及び射撃を行う環境の改善に係る取組に必要な経費の一部を助成することにより、野生鳥獣の保護及び管理のための対策に次ぐことのできるシステムを使用し鳥獣を捕獲する有資格者を育成し、及び確保し、もって野生鳥獣の捕獲及び管理の推進並びに自然環境の保全を図るため、本事業を継続する必要がある。	現状維持	県との協議により実施している事業であるため、県の補助制度終了時を期として終了する。	
	182	農林課	米子市集落営農組織育成事業補助金	米の生産調整に係る会議及び活動を実施する生産調整推進対策協議会支部及び農事実行組合の活動費を補助する。	H18	1,478	1,478	-	-	-	米の生産調整を円滑かつ効率的に実施するためには、鳥取西部農業協同組合の指導のもとに、集落を単位とした生産者間の話し合い、調整活動が重要となる。このため、生産調整推進対策協議会、実行組合に助成し、生産調整の实效性を図るため、本事業を継続する必要がある。	現状維持	経営所得安定対策を始めとし、平成30年度までは国による米の生産調整が行われていた。30年度以降は生産者による生産調整はなくなったが、引き続き県、地域が主導となつての生産調整が行われている。生産調整を達成するためには集落を単位とした生産者間の話し合いや調整活動が重要となるため、本事業を継続する必要がある。	
	183	農林課	鳥取県集落営農体制強化支援事業補助金	1 農業用機械施設の導入・定定処分 2 新たな人材確保・地管理の効率化に対する支援	H30	0	0	-	-	-	県との協議事業であり、集落営農組織の継続性を確保し、将来に向けて集落営農を維持することができる体制づくりを促進する手段として、機械施設の整備が必要であり、令和6年度は対象者がいないが、今後の地域振興や活性化を図るために継続して必要な事業である。	現状維持	近年、補助事業の対象者がいないが、県の制度終了までは事業が継続する。	
	184	農林課	雪害園芸施設等復旧対策事業	雪害により令和4年度雪害園芸施設等復旧対策事業補助金交付要綱(制定令和4年3月10日)第2100303049号(令和5年2月8日第202020263931号鳥取県農林水産部長通知、以下「農交付要綱」という。)別表1に定める全半壊の被害を受けた園芸施設等の復旧事業	H4	18,900	6,300	-	-	-	-	令和4年度の雪害等の自然災害により全半壊の被害を受けた園芸施設等の復旧が目的のため。	廃止	令和4年度の雪害等の自然災害により全半壊の被害を受けた園芸施設等の復旧が目的のため。
	185	農林課	戦略的園芸品目(イチゴ)総合対策事業補助金	1 生産・技術向上支援事業 2 販路促進・消費拡大支援事業(一般) 3 産地規模拡大支援事業	R2	0	0	-	R7	-	-	改善・見直し	生産者からニーズを見極め、県と協議の上、事業の継続必要性を検討する。	
	186	農林課	多面的機能支払交付金	農用地、水路等の地域資源の基礎的な保全管理活動等と、農業用水路等の施設の状態維持や地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の高寿命化のための補修・更新等、年間を通じて一定の基準以上行った結果に合わせた交付金を交付する。 「農地維持支払」…実践活動の年間計画の策定、施設の点検、水取の取組等 「資源向上支払(共同活動)」…農業用水路等の施設の経費的な補修、環境保全のための植栽等 「資源向上活動(長寿命化)」…農業用水路等の施設の長寿命化のための補修、更新等	H26	49,218	12,462	-	-	-	農地の保全維持活動を地域で続けていくために必要な補助事業。 法制化された国の制度で、負担割合等が定められており見直しは出来ない。 鳥取県全体で推進しているため、米子市でも事業を推進する。	現状維持	法制化された国の制度で、負担割合等が定められており見直しは出来ない。 鳥取県全体で推進しているため、米子市でも事業を推進する。	
	187	農林課	大山こむぎブランド推進事業補助金	1 販路拡大支援:大山こむぎの販売事業者に対して、小売を促進する倉庫の賃借料を補助する。 2 生産拡大支援:大山こむぎの生産者に対して、作付面積増分10aごとに一定額を補助する。	R5	3,400	3,400	R7	-	-	-	現状維持	販路拡大支援は、令和5年度限り、生産拡大支援は、県事業と同様に実施期間を3年とし、3年間で面積拡大を支援する方針。	
	188	農林課	米子市担い手規模拡大促進事業補助金	農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業による賃借権の設定(期間が5年以上に限る)により新たに農地を借り入れる認定農業者等に借入面積10a当たり1,000円を助成する。	H18	3,200	3,200	-	-	-	農地の維持保全(耕作放棄地)ないし担い手の経営状況改善(経営規模拡大)のために必要な補助事業であるため。	現状維持	高齢化や後継者不足等のため農家の減少傾向は継続しており、利用されない農地の増加が懸念され、また、農家の経営状況の改善のために、農地の集積を推進し経営規模の拡大を図ることも必要であるため事業が継続が必要である。	
	189	農林課	畜産経営緊急支援事業補助金	1 酪農家への支援:大山乳業農協同組合に対して、飼料の購入に係る費用を補助する。 2 酪農家への支援:大山乳業農協同組合に対して、肉用豚の出荷回数に係る費用を補助する。	R4	6,574	6,574	-	-	-	-	廃止	国際情勢による飼料価格の高騰状況と、乳肉や配合飼料価格安定化制度等の国策及び価格転嫁の状況により支援継続を判断する。	
	190	農林課	鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業補助金	中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な農業用機械の導入を支援する。	H30	0	0	-	-	-	県との協議事業であり、高齢化や後継者不足で先行きが不透明な中山間地域で農業を支えるために、地域の数少ない担い手農家に集積した水田を守っていく手段として、機械施設の整備が必要であり、令和6年度は対象者がいないが、今後の地域振興や活性化を図るために継続して必要な事業である。	休止	近年、補助事業の対象者がいないが、県の制度終了までは事業が継続する。	
	191	農林課	米子市中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金実施要綱(平成12年4月1日付け12機改第38号農林水産事務次官庁令等公布、以下交付金要綱という。)第6の2(1)に定める集落協同組合(以下集落協同という。)又は同2の(2)に定める個別協定(以下個別協定という。)に基づき、5年間以上継続して行う農業生産活動等を行うものに対し、補助金を交付する。	H13	6,405	2,135	-	-	-	県との協議事業であり、高齢化や後継者不足で先行きが不透明な中山間地域で農業を支えるために、地域の数少ない担い手農家に集積した水田を守っていく手段として、機械施設の整備が必要であり、令和6年度は対象者がいないが、今後の地域振興や活性化を図るために継続して必要な事業である。	現状維持	5年ごとに国の制度が見直しされており、現在は、国の第5期対策(令和4年度～令和6年度)が継続中である。中山間地域の農地の保全や集落の維持については国の課題となっており、令和7年度以降を当該事業の継続が見込まれるが、どのような制度が改正されるか現時点では明らかになっていない。	
	192	農林課	土地改良協会補助事業	下記事業を実施する土地改良協会運営費の職員人件費を助成 委員の行う土地改良事業に関する事務指導、並びに補助 土地改良事業に係る調査及び研究、土地改良事業に関して委託された事務	S47	28,184	28,184	-	-	-	土地改良協会の人件費の一部を補助することにより、土地改良の効率的な運営を助け、施設の維持管理について米子市の農業基盤を支えると共に、農業者と一体となって、基幹産業である農業の発展に貢献する。	現状維持	土地改良協会の人件費の一部を補助することにより、土地改良の効率的な運営を助け、施設の維持管理について米子市の農業基盤を支えると共に、農業者と一体となって、基幹産業である農業の発展に貢献する。	
	193	農林課	米子市農業収入保険加入促進補助金	新たに農業経営収入保険に加入する農業者(法人を含み、本市の区域に限定)又は所在するものに限り、)が納付すべき保険料(掛け捨て部分に限る。以下単に「保険料」という。)の一部の助成	R3	224	224	-	-	-	農業収入保険の加入を促進することで、農業経営のリスク軽減安定化を図り本市の農業の維持・発展を図る。近隣の他市町村の動向を見ても助成傾向にある。	現状維持	農業収入保険の加入を促進することで、農業経営のリスク軽減安定化を図り本市の農業の維持・発展を図る。近隣の他市町村の動向を見ても助成傾向にある。	
	194	農林課	農業用水水路浸透事業補助金	農業用水水路の浸透を行った自治会、農事実行組合等に浸透に要した費用を助成する。	S39	2,857	2,857	-	R9	-	-	現状維持	農家件数の減少により、当該事業の実施に支障をきたす地区が出てくる中、土砂や堆積物を除去することにより、農業用水路の多面的な用途を適正に機能させるために継続が必要。	
	195	農林課	農作業安全対話型研修支援事業	鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会の「農作業安全対話型研修支援事業」を活用して研修を行う市内の農業再生協議会、農業法人、農業関係団体等に対し、事業費(講師謝金、講師旅費、テキスト教材、実技研修に必要な機材、器具等)の1/2を補助する。	R5	150	150	-	-	-	生産者ひとりひとりが大切な担い手であり、事故などで失われることがあってはならない。しかし、残念ながら「農作業事故は他人事」に捉えられている方も少なくないのが現状であり、安全自分たちで安全を確保することが必要であり、安全研修の継続が必要である。	休止	鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会と連携して農作業事故対話型研修を行う団体に対し、研修に係る事業費の一部を補助する事業であるが、各市町村の持ち回りでしており、令和6年度以降の米子市での開催の予定は未定。	
	196	農林課	肥料価格高騰対策事業補助金	化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を行う参加農業者であつて、本市の区域内に居住し、又は所在するものに対して支援金として交付する。	R4	21,972	0	-	-	-	-	廃止	参加農業者には年内には支援金を支払いをし、化学肥料の使用量の2割低減を実施した取組結果の中間報告書の提出を求める。 今年度については、参加農業者から米子市農業再生協議会に対して交付金を交付する事業(詳細は未定)を継続して取り組む。	

部局名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	総額	見直し期限	終了・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針			
											区分	理由、改善・見直し事項等		
	197	農林課	米子市間伐材搬出支援事業補助金	米子市内の森林にて間伐作業を行う事業者の一部経費を支援することにより、森林所有者の実費負担分を軽減し、費用負担の面から滞っている市内森林の間伐を促進する。	R5	1,000	1,000	—	—	過去人工的に整備された森林などは定期的に手を加えないと森林としての機能(森林生産力・土壌保全等)を損なわれてしまう。今後の森林利用や、災害リスク低減などの面から放置されていくこれらの森林を確保するのは喫緊の課題である。森林事業者が森林を間伐する際、県から一部補助金が得るものの、木材価格の低迷等事業自身の採算性の悪化から自己負担が大きくなり生じつつある。前年度の産出木材増産のために森林事業者が森林整備を行うこととする。森林の地権者が負担を回避し、結果放置が懸念にもつながっている。このため、木材の搬出量に応じ市からも補助を行うことで、森林整備自体の採算性を向上させ、費用面での懸念を低減させることを目指している。	現状維持			
	198	農林課	米子市機構集積協力金	担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約を促進するための必要となる事業経費についての補助を行う。	H26	1,216	0	—	—	国の制度終了までは事業を継続する。(経営転換協力金は令和5年度で終了) ※年間補助10/10	現状維持	国の制度終了までは事業を継続する。(経営転換協力金は令和5年度で終了)		
	199	農林課	米子市森林整備地域活動支援交付金	「森林経営計画作成促進」、「産業界集約化の促進」、「森林林業の振興」、「森林経営計画作成・産業界集約化に関する地域活動」に関する地域活動に対し交付金を支出する。	H17	312	78	—	—	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項を含む計画の作成を促進することを目的としている。県との協働事業では、制度を利用することにより森林経営の方針策が負担が少ない中でスムーズに行うことができることから継続する。	現状維持			
	200	農林課	米消費拡大推進対策事業補助金	「米フェスタ」は、毎年10月20日前後の土・日曜日の2日間で、米子コンベンションセンターに県内・外からの来場者へ主食としての米取組産米のPRを行ったため、直売所、新米おにぎり配布等、米の消費拡大のためイベントを開催している。	S56	50	50	—	—	米の消費の減少が続いている中で、農家の経営基盤の強化及び農地の維持保全のために消費拡大対策を行うことが必要。	現状維持	主食としての米の消費拡大対策は、米に対する認識を深めるためのPRが必要であり、大々的にアピールができるイベントへの動員は、必要と考える。なお、実行委員会組織の改編時において、鳥取県などの脱退・改編があれば、米子市も実行委員会組織から離脱することとする。		
	201	農林課	米川水利用調整事業費補助金	管理体制整備事業(米川本線が対象)→管理体制の整備を促進するため、管理体制整備推進協議会を設立し、農業者や地域住民に対する啓発活動を実施する。管理体制強化支援事業(米川本線・彦名干拓地・弓浜干拓地)が対象→一連の啓発に関する経費のうち、多面的機能に資する部分、環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化など、地域からの要請により通常管理を上回る部分に補助する。	H12	13,092	3,686	—	—	米川の管理体制を整備するのに要する経費を助成している。また、市街地を流れる川の役割を果たす、米川の年間通水にかかる経費を助成することで、市民の生活環境の保全や農産物、地域の防災の強化を図っているため。	現状維持	米川本線に係る事業の負担は、水量割で米子市80%、境港市20%で分担している。また、干拓地に係る事業については、彦名干拓地を米子市、弓浜干拓地を境港市が負担している。そのため、補助率及び補助額の低減には関係機関との協議が必要であり、困難である。		
	202	農林課	米川非灌漑期水維持管理事業補助金	非かんがい期である10月～翌年3月までの間に米川を通過したことで発生する、米川保険制度に蓄積されたゴミの処理に係る経費を補助する。	R1	550	550	—	—	米川の管理体制を整備するのに要する経費を助成している。また、市街地を流れる川の役割を果たす、米川の年間通水にかかる経費を助成することで、市民の生活環境の保全や農産物、地域の防災の強化を図っているため。	現状維持	米川流域の農林経営、環境保全のため実施する、非かんがい期の、運川に伴う流入ゴミ等の処分に関する経費のため、今後も継続		
	203	農林課	酪農振興対策事業費補助金	第三者継承に取り組み難農家に対し、継承に必要な施設の修繕費や自ら整備する施設整備費及び機械等のリース料等を補助する。	R3	900	300	—	—	酪農家は年々減少し、後継者不足が深刻な問題となっている。生乳生産を維持していくためには酪農の生産基盤を支えていく必要があり、担い手の確保と円滑な継承のために、本事業を継続する必要がある。	現状維持	県の制度終了までは事業が継続する。		
	204	農林課	林業労働者福祉向上推進事業補助金	公財)鳥取県林業担い手育成財団に対し、林業労働者共済基金と林業労働者年金一時金支給助成金及び運営費の総額4/10を鳥取県と県下全市町村で負担する。各市町村ごとの金額は均等割りに加え、人口、総林業労働者数、林業労働者数等により按分した額により決定される。	H7	577	577	—	—	林業労働者の福祉の向上、促進することにより労働力の確保を図り健全な林業の維持管理に資するため必要である。補助対象経費の県内すべての市町村及び林業団体に割合に応じて按分しており、総額期限の設定はできない。	現状維持	森林の有する多面的機能の発揮のため森林整備事業は不可欠であり、その労働力の確保は全般的な課題である。この課題の解決のため、鳥取県及び県内市町村が今後も協議してこの課題に取り組む必要があると見られる。		
	205	水産課	淡水魚育成放流事業費補助金	補助事業者が米子市淡水魚試験研究育成施設で生産した稚魚等を日野川へ放流。天然稚魚の増上を容易にするための魚道整備、産卵機等の整備及びワガキ等による放流事業等を実施することにより水資源の回復及び増産を図り、内水面漁業の振興に資する。	H2	3,000	3,000	—	—	日野川の流量及び流水面積の減少等により淡水魚の生育自然環境が悪化していることから、内水面漁業の振興・維持を図るためには、稚魚の育成放流支援の継続が必要である。	現状維持	日野川の流量及び流水面積の減少等により淡水魚の生育自然環境が悪化していることから、内水面漁業の振興・維持を図るためには、稚魚の育成放流支援の継続が必要である。依然として内水面漁業の現状は、稚魚の育成放流に依存してはならない状況であるため、淡水魚の増産・増殖の支援継続が必要であるため当面継続する。		
	206	水産課	淡水魚試験研究育成事業費補助金	補助事業者が米子市淡水魚試験研究育成施設で実施している鮎、鮎、鮎、うなぎ、あまご等の増殖及び試験研究により、これら淡水魚の種苗生産の安定化、増大を図る事業。	H2	7,600	7,600	—	—	日野川の流量及び流水面積の減少等により淡水魚の生育自然環境が悪化していることから、内水面漁業の振興・維持を図るためには、稚魚の育成放流支援の継続が必要である。依然として内水面漁業の現状は、稚魚の育成放流に依存してはならない状況であるため、淡水魚の種苗生産・増殖の支援継続が必要であるため当面継続する。	現状維持	日野川の流量及び流水面積の減少等により淡水魚の生育自然環境が悪化していることから、内水面漁業の振興・維持を図るためには、稚魚の育成放流支援の継続が必要である。依然として内水面漁業の現状は、稚魚の育成放流に依存してはならない状況であるため、淡水魚の種苗生産・増殖の支援継続が必要であるため当面継続する。		
	207	水産課	持続可能な栽培漁業推進事業費補助金	アワビ等について、推進計画(種苗放流、造苗管理、漁場造成の取組)を1年間の計画をいう。)に基づき行う種苗放流(令和2年度から令和6年度までの間に行われるものに限る。)	R2	682	682	R6	—	—	需要の増大から漁獲努力が強い資源が減少している現在、全国的な取り組みが求められる。県の協働により実施している事業であるため、県の補助制度終了時を期とする。	現状維持		
	208	水産課	米子市ワガキ岩盤清掃実証事業費補助金	鳥取県漁協漁江支所が管理するワガキ増殖の清掃費用の一部を助成する。定期的な増殖の清掃は、ワガキ稚魚の付着に必要であるが、高齢化した漁業者にとり困難な作業である。そのため、鳥取県が考案した清掃機を用いたの増殖清掃により、労働負担軽減できる作業の実証とワガキの増殖を図らうとする。助成は1回限り。	R5	934	467	—	—	—	1回限りの実証事業のため	廃止		
	209	水産課	米子市漁業協同組合運営事業費補助金	漁業協同組合の管理運営に関する事業、稚魚販売等の放流事業、増殖及び増殖に関する事業について等に係る経費を助成することにより、漁業協同組合の健全な発展を促し、水産業の生産力向上をはかる。	H20	7,200	7,200	—	—	—	漁業者団体の基盤強化及び事業に係る経費の支援継続は、水産業の振興を図るうえで必要である。	現状維持	漁業者団体の基盤強化及び事業に係る経費の支援継続は、水産業の振興を図るうえで必要であるため当面継続する。	
	210	水産課	米子市漁業経営開始円滑化事業費補助金	鳥取県漁業経営開始円滑化事業実施要綱(平成12年10月18日付水第344号鳥取県農林水産部長通知)別表2の項に掲げる要件の全てを満たす者(以下「貸与対象者」といふ。)に対し、同表の1の項に定める方法及び条件により貸与する漁船(新船又は5年以上の耐用証明付きの中古船)、漁用機器及び漁具(以下「漁船等」といふ。)の整備	H27	23,333	5,834	—	—	—	・漁業者が減少する中、新規就業者の円滑な確保を図るためには、新たな担い手となる新規漁業者の漁業経営開始時の負担軽減を継続する必要がある。	現状維持	新たに漁業経営を開始しようとする際、漁船、漁用機器等の取得に大きな負担がかかることが懸念となっている。県との協働により実施している事業であるため、県の補助制度終了時を期とする。	
	211	水産課	米子市漁業研修事業費補助金	①漁業研修事業(漁船員等雇用研修)漁業への就業を希望する若年世代に雇用、労務技術等の研修を実施する事業②漁業研修事業(農林水産庁研修)事業実施主体が漁業での過半数雇用(国営)の場合において、農業、林業、及び鳥取県産農林水産物の加工業者等の他の産業と連携して、前項に定める研修と、漁業以外の他の産業の研修とを組み合わせて実施する事業③漁業研修事業(独立型研修)沿岸漁業で独立経営を開始する新たな就業者を育成するための研修を実施する事業	H28	6,481	887	—	—	—	・漁業者が減少する中、新たな担い手となる新規漁業者就業者への漁業研修支援の継続は必要である。	現状維持	漁業者が減少する中、新たな担い手となる新規漁業者就業者への漁業研修支援の継続は必要である。県との協働により実施している事業であるため、県の補助制度終了時を期とする。	
	212	水産課	米子市主要水産地共同利用施設等整備事業	淀江漁港内における鳥取県漁業協同組合漁江支所が実施する、鳥取県主要水産地共同利用施設等整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」といふ。)別表の第5項に掲げる施設の整備	R5	3,350	1,117	—	—	—	漁協組合員が減少する中、淀江漁港の共同利用施設の維持に係る支援を継続することは必要である。	現状維持	漁協組合員が減少する中、淀江漁港の共同利用施設の維持に係る支援を継続することは必要である。県との協働により実施している事業であるため、県の補助制度終了時を期とする。	
	213	水産課	米子市陸上養殖場等物産高橋緊急支援事業	先般費の上昇分の補助補助金(3事業者対象期間 令和5年4月～令和5年9月)補助金 5.1円/㎏(基準単価)×使用量実績(たば)。1事業者当たり1限(1000円)※基準単価はR2年度平均からの上昇分	R5	3,000	3,000	—	—	—	—	1回限りの事業のため、令和6年度以降はなし	廃止	
	214	建設企画課	市営基地行き臨時バス運行維持対策費補助金	砥町駅～南公園基地間のバスの臨時運行(運行時期: 逢(日) 及び 夜(各2日程)1日の運行本数: 逢(往復)、夜(往復))	S42	55	55	—	—	—	高齢者には高齢者が多く、今後も免許返納者を含む車を持たない人が増えていくことが想定される。基地入口まで運行する臨時バスは運行できない移動手段の助となる一定の需要があると考えられている。現時点では定期の設置を行わない。また、補助金を廃止した場合はバス事業者単独での事業実施は困難である。利用実績や利用者からの働き取りを参考に利用状況を把握し、必要性を検討していく。	現状維持	補助金を廃止した場合、バス事業者単独での事業実施が困難なため、臨時バスの運行を維持できないが、利用実績やバス利用者からの働き取りを参考に今後の方向性について検討していきたい。	

部署名	R5番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	R5予算額(千円)	うち一般財源	終期	見直し期限	終期・見直し期限を設定しない理由	令和6年度の方針		
											区分	理由・改善・見直し事項等	
都市整備部	215	都市整備課	米子つつじまつり補助金	「米子つつじまつり」の開催 開催時期 4月下旬から5月上旬	S63	344	344	-	-	市が後援しているイベントであり、市の花の普及・啓発的役割を果たしているため。	現状維持	市が後援しているイベントであり、市の花の普及・啓発的役割を果たしているため。 令和5年6月議会において、今後の支援継続を答弁している。	
	216	都市整備課	ポランテア活動支援交付金(米川堤防のつつじを育てる会)	「米子つつじまつり」へ後援団体として参加(4,5月) ・施設作業(遊室) ・除草作業(5,6,8,10月) ・灌水作業(7~10月)	S52	400	400	-	-	市が後援しているイベントであり、市の花の普及・啓発的役割を果たしているため。 ※令和5年6月議会において、今後の支援継続を答弁している。	現状維持	環境美化に対する住民意識の高揚と施設維持にかかる経費の節減にも繋がるため。	
	217	都市整備課	ポランテア活動支援交付金(稲垣堤防のつつじを育てる会)	「米子つつじまつり」における緑化啓発活動、環境美化活動、イベント運営(4,5月) ・除草作業、灌水作業(3~10月) ・つじの剪定 ・広報誌による啓発活動	H18	300	300	-	-	米子市の花「つつじ」が植栽されている米川堤防の環境美化推進活動を支援するもの。地域に根付いた活動になっており、環境美化に対する住民意識の高揚と施設維持にかかる経費の節減にも繋がるため。	現状維持	環境美化に対する住民意識の高揚と施設維持にかかる経費の節減にも繋がるため。	
	218	都市整備課	緑化フェア補助金	開催時期 毎年10月上旬(2日間) ・モデルガーデンの展示、緑の相談室の開設、花木・緑化関連資料の展示販売等を含むと花と緑のフェアに係る広報及び宣伝費に当該フェアにおいて行う苗木の無償配布	H22	100	100	-	-	毎年開催の花と緑のフェアについて支援するもの。市民の花や苗木に対する知識及び関心を深めるとともに、環境豊かな環境づくりを推進していることから、今後の開催を継続するには、今後も支援が必要と考えるため。	現状維持	市民が緑化フェアを通じて、直接緑に触れることにより、緑の大切さや緑に対する知識や関心が高まり、都市緑化の推進に繋がるため。	
	219	都市整備課	米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金	補助事業者が企画し、又は指導する緑化活動(公共の場所(道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。)で行われるものに限る。)又は緑化活動に関する講習会、研修会等であって、当該補助事業者が活動する地域の住民等が参加するもの	H21	300	150	-	-	市内各地域で行われる緑化活動を支援するため、当該活動を行う団体に対して支援するもので、市民による緑化活動となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。	現状維持	地域住民の緑化活動を支援し、市民が主体的に行う緑化を推進するため。	
都市整備部	220	建築相談課	米子市震災強いまちづくり促進事業補助金	一戸建て住宅、建築物に対する耐震診断、一戸建て住宅及び要緊安全確認大規模建築物に対する改修設計及び耐震改修又は耐震診断、一戸建て住宅の屋根瓦の耐震診断、道路に面する危険なブロック塀の撤去	H9	13,974	3,687	-	-	【住宅の耐震化事業】 市が耐震改修促進計画の住宅の耐震化率の目標は令和7年度末で92%であり、令和2年度時点で87%だったことから、市民の生命を守るために、引き続き事業を実施し、目標を達成しなければならない。また令和8年度以降も耐震化していない住宅が存在する想定され、今後も耐震化率向上のため事業を実施する必要がある。しかし本事業は、所有者自ら耐震化の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。 【ブロック塀の撤去・改修事業】 現在主要幹線道路沿いの危険なブロック塀の調査により、60件以上確認しており、危険なブロック塀に対して通知をすることで、撤去を促進している。またその他の道路についても多くの危険なブロック塀が存在している。しかし本事業は、所有者自らがブロック塀撤去の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。	現状維持	住宅および建築物の耐震化及びブロック塀の撤去・改修補助については、継続的な支援を行い市内の耐震化率向上を図る必要があるため、現段階では終期未設定。 要緊安全確認大規模建築物の耐震化については、耐震診断の補助は令和7年度末で終了したが、耐震設計は令和5年度末まで延長され、耐震改修は令和7年度末まで。	
	221	建築相談課	バリアフリー改修推進事業補助金	特定建築物のバリアフリー化工事 特定建築物のバリアフリー化工事 認定特別特定建築物の整備	H25	8,185	2,051	-	-	市内には、法令に定めるバリアフリー整備基準に適合していない特定建築物が数多く存在しており、高齢者、障がい者等が利用しづらい状況がある。本事業によって改修等を推進し、様々なバリアを除去することで、安全安心に利用できることが必要である。しかし本事業は、所有者自らがバリアフリー化の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。	現状維持	市内には、法令に定める整備基準に適合していない特定建築物が数多く存在しており、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な課題を除去することが必要である。	
	222	建築相談課	アスベスト撤去支援事業補助金	吹付けアスベスト等含有の有無に係る分析調査 吹付けアスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み)の工事	H18	24,037	2,850	-	-	アスベスト撤去は、工事費が高額なことから、除却が進まず、現在でも20件程度の危険な建築物が存在している。また、古い建築物を解体する際に、アスベストが発見されることもあり、市民の健康被害を防ぐためにも事業の実施が必要である。しかし本事業は、所有者自らがアスベスト撤去の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。	現状維持	国の補助要綱が改正され、補助事業の実施期間が令和7年度末まで延期されたことにより、今後の期間の延長が必要ない場合は、国費の補助がなくなるため検討が必要である。	
	223	建築相談課	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	・危険住宅の撤去費および移転等に要する費用 ・危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の購入も含みます。)*または改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利率相当額(利率は0.5%~0.7%が限度)	H27	0	0	-	-	市内の土砂災害警戒区域等には危険住宅(区域内に建つ既存不適格の住宅)が数多く存在しており、住民の安全を脅かしていることから、毎年数件程度、本事業の実施についての相談がある。また、今後市内で土砂災害警戒区域等が増加した場合、危険住宅が増えることが懸念される。 本事業はこれらの危険住宅に対して補助金を交付することで、住宅の移転を促進し、住民の安全を確保することができる。しかし本事業は、所有者自らが危険住宅の除却・移転の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。	現状維持	市内には、危険が著しい区域内にある危険住宅が多く残存しており、事業は継続すべきと判断する。現段階では終期は未設定。	
	224	住宅政策課	米子市特定空家等除却支援事業補助金	市内に存する特定空家等、保安上著しく危険な建物であって、法に基づく指導又は勧告を受けたもののうち、周辺の住環境等に対し危険等を及ぼす可能性が高い特定空家等の除却。	R1	12,000	3,000	R5	R6	-	本補助事業は「米子市空家等対策計画」に基づき実施されているものであり、本計画は令和5年度に策定予定であり、令和6年度に施行される予定であることから、策定された計画の内容を基に改善・見直しし継続を予定している。	改善・見直し	
都市整備部	225	住宅政策課	米子市セーフティネット住宅供給促進事業補助金	家賃低廉化事業：民間賃貸住宅の賃料と、同等の条件の公営住宅の家賃額の差額を、大家に補助する。 家賃債務保証低廉化事業：入居の担保保証人を立てられない者が家賃債務保証業者を利用する際、初回保証料の一部を保証業者に補助する。	R3	2,460	615	-	-	令和3年度から実施。家賃低廉化補助事業については、賃料に対する補助期間が原則10年。	現状維持		
	226	住宅政策課	空き家活用流通促進事業補助金	①補助対象建築物の利活用のために必要な改修工事 ②既存住宅状況調査 ③既存住宅売買瑕疵保険への加入	R2	2,550	800	R5	R6	-		改善・見直し	空き家の数が増加している中、残す空き家(流通促進)と残さない空き家(解体撤去)を区分するため、補助事業者や補助対象建築物、周知方法等の見直しが必要。
	227	下水道課	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	既存住宅、事務所、事業所等のみ取り構または単独処理浄化槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置する者に対し、本体・設置工事の一部を補助する。 (補助対象地域) 下水道等計画区域外、または計画区域内であっても当分の間(概ね7年)下水道等の整備が見込まれない区域	H2	103,700	60,992	-	R8	-		改善・見直し	令和6年度以降、公共下水道未整備地域における生活排水対策は、合併処理浄化槽により推進していく見込みである。公共下水道整備地域とのインフラ整備の公平性の観点から、令和6年度以降も単独浄化槽又はのみ取りから合併処理浄化槽への切り替えに対する補助は必要である。なお、国・県の動向によっては、補助金額や宅内配管に対して補助対象とするなどの検討を行う可能性がある。
	228	施設課	一般財団法人米子市生活環境公社解散事業補助金	解散に伴う清算事務経費の補助	R5	2,000	2,000	-	-	-		廃止	公社清算事務経費に係る今年度限りの補助金のため、次年度以降は廃止
淀江支所	229	地域生活課	地域景観整備事業宇田川地区環境をよくする会活動補助金	地域の農道等に季節に応じたコスモスや菜の花等の植栽・育成・管理により、地域景観の整備を行う。	H8	57	57	-	-	事業開始以来25年以上に渡り継続実施され、少子高齢化の中においても参加人数が維持されていること、季節ごとの保育園など他団体の参加もあつたことから、完全に地域に根付いた活動となっており、本事業支援は継続が必要と考える。	現状維持	合併後約20年が経過するため、事業支援のあり方について協議・検討が必要である。	
	230	地域生活課	地域景観整備事業淀江地区環境をよくする会活動補助金	地域の公園や駅等に季節に応じた花苗を植栽したり、フワフワポートを設置することで美観の整備、管理を行う。	H8	37	37	-	-	事業開始以来25年以上に渡り継続実施され、少子高齢化の中においても参加人数が維持されていること、当会以外の保育園など他団体の参加もあつたことから、完全に地域に根付いた活動となっており、本事業支援の継続は必要と考える。	現状維持	合併後約20年が経過するため、事業支援のあり方について協議・検討が必要である。	
議事事務局	231	議事事務局	米子市議会政務活動費交付金	米子市議会議員により結成された会派又は議員(会派に所属するものを除く。)に対し、調査研究、研修、広報、広報、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付するもの。	H13	11,700	11,700	-	-	現時点において、議員定数や政務活動の内容の変更、また根拠法令等の改正がないため	現状維持	現時点においては、現状維持の見直しであるが、今後、議員定数や政務活動の内容の変更、また根拠法令等の改正があれば、見直しを行う。	